



SOSHIN
DISCLOSURE
2022

営業レポート



春崎 陽子「澄んだ時間」

鹿児島相互信用金庫



CONTENTS / 目次

ごあいさつ	1	新店舗のご紹介	29
当金庫の概要	2	業務内容・取扱商品のご案内	30
基本方針	2	預金業務	30
経営方針	2	融資業務	31
新3か年計画経営ビジョン (令和3年度～令和5年度)	3	信託代理・相談業務	32
組織図	4	証券業務	32
役員等	5	国際業務	32
職員数	5	その他の業務	33
総代会	6	信用金庫と信金中央金庫	33
当金庫の考え方	8	サービス業務	34
内部統制基本方針	8	その他のサービス業務	35
リスク管理について	10	お勧め商品	36
コンプライアンス(法令等遵守)	12	サークル活動	37
個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	14	沿 革	38
地域金融円滑化のための基本方針	17	資料編	39
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組みの状況	18	店舗一覧	84
当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要	23	店外ATM一覧表	86
地域貢献ディスクロージャー	24	営業地区と店舗配置	87
地域・社会貢献活動	26		
公益信託	27		
組織会・組織会活動	28		

このディスクロージャー誌の内容は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成しております。なお、この基準のほか、当金庫独自の項目も掲載しております。

PROFILE

名 称 / 鹿児島相互信用金庫
本店営業部 / 鹿児島市泉町2番3号
本 部 / 鹿児島市与次郎一丁目6番30号 電話(099)259-5222(代)

創 立 / 昭和6年2月16日
店舗数 / 57店舗(代理店1店舗)
常勤役職員数 / 585人



皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。ここに第91期の事業の概要と決算について報告するにあたり、平素のご愛顧とご支援に対しまして、心より御礼を申し上げます。

令和3年度の経済環境は、コロナ対策における自粛と緩和の影響で一進一退の状況が続いていたことに加えて、今年2月のロシアのウクライナ侵攻により、資源高や原材料高などが更に進んでおります。一方、景気回復により金融政策を引き締めに変換した米国との内外金利差の拡大による急激な円安も加わり、国内では値上げのラッシュとなっているところです。

鹿児島県内においても、コロナ感染症の長期化による飲食業や宿泊業等における消費活動の停滞、資材の高騰や人手不足等を踏まえると、今後も依然として厳しい環境が続くと考えられます。

こうした中で、令和3年度は、「そうしんのプライドと自信をもって～地域へ元気を発信～」を基本テーマに掲げて活動してまいりました。コロナ禍で地域経済が大きな影響を受けている中で、地域やお客様の課題解決に向けて、当金庫が持つ様々な機能を発揮した活動に取り組みました。具体的には、アフターコロナに向けた事業の再構築、オンラインを活用した販路拡大支援、人材活用支援、事業承継支援等について、補助金申請のサポートや外部専門機関等との連携も含めて、営業店・本部一体となった取り組みを実施してまいりました。

また、昨年度からスタートしている新3か年計画の経営ビジョンは「SDGsでお取引先の課題解決と地域創生」です。少子高齢化や事業承継問題など、厳しい状況が続いている地域経済においては、持続可能性を課題としたSDGsの考え方やデジタル化、DX(デジタルトランスフォーメーション)を取り入れて実施することが必要不可欠であることから、こうした課題の解決にも継続して取り組みます。

今年度は、お取引先への積極的なアプローチにより信頼関係を深め、課題解決などのご相談に応じるコンサルティング業務を進めていき、役職員間においても相互のコミュニケーションにより「そうしん」としての使命を共有してまいります。

ポストコロナにおける地域企業へのご支援を通じて、地域社会の発展に寄与することで、お客様に信頼され、親しまれる「そうしん」を目指して取り組みますので、今後ともさらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。



令和4年6月

鹿児島相互信用金庫 理事長 永倉 悦雄

基本方針

当金庫は金融業務を通じて、
地域社会の繁栄に奉仕し
日本経済の発展に貢献する。

経営方針

1. 経営の健全性を堅持し、金融機関の公共性を自覚して金庫の社会的信用を昂める。
2. 中小企業者並びに国民大衆の金融機関としての特性を発揮し、地域社会の経済的繁栄に貢献する。
3. 事業の安定成長のため自己資本の充実並びに資金量の増強を図る。
4. 組織機構の確立により、権限と責任を明確にする。
5. 全役職員の質的向上を図ると共に最良の労働環境を造成する。



SDGsでお取引先の課題解決と地域創生

当金庫は、平成30年10月に「そうしんSDGs宣言」を行い様々な活動を行ってきた。

地域を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少や事業所の減少、事業承継等様々な問題を抱え、厳しい状況が続いている。

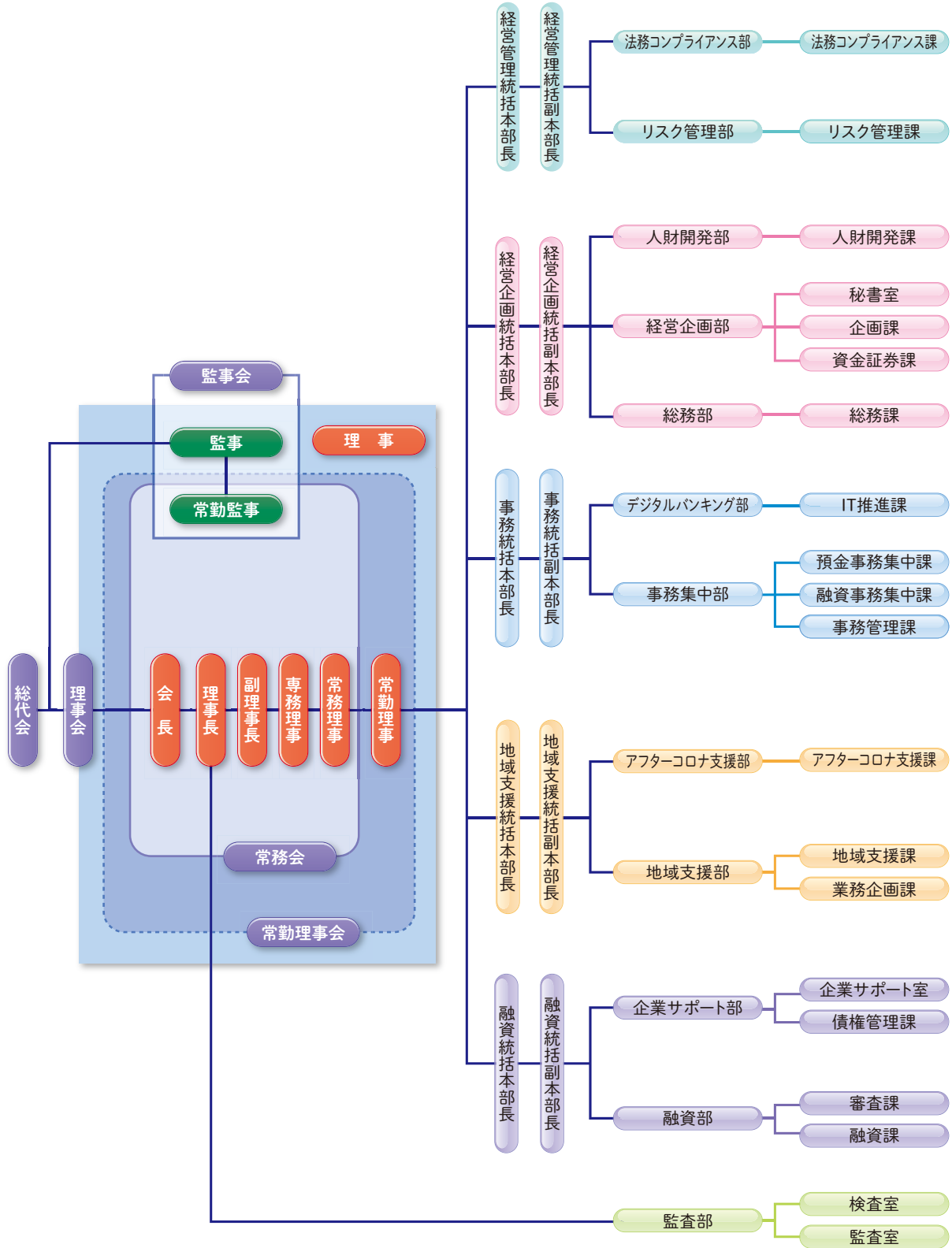
持続可能な地域社会の実現を目指すには、当金庫自身の課題解決を図るだけでなく、お取引先へも広く周知することにより、SDGsの考え方に基づいた住み続けられるまちづくりの実現を目指した行動を実施することが求められなければならない。

～「SDGs」と「共通価値の創造」～

SDGs(Sustainable Development Goals,持続可能な開発目標)は世界が抱える経済的、社会的、環境的側面の問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、2030年に向けて世界各国が合意した17目標と169のターゲットです。

当金庫も、これまで「超・地域密着経営」の発想のもと、信用金庫が持つ機能を活かして、地域の困りごと解決や持続可能性の向上に取り組んできました。これからも地域のお客さまの支えを経営基盤として、地域に貢献していくことが責務であり、金庫が持ちあわせている様々な機能を地域社会に活かし、地域との共通価値の創造に取り組んでいきます。







菊池 俊 永倉 悦雄 大迫 哲也

役員一覧

理事長 (代表理事) (総統括・監査部担当役員)	なが くら えつ お 永 倉 悦 雄	常勤理事 (地域支援統括副本部長)	お がわ よう ぞう 小 川 陽 三
専務理事 (代表理事) (地域支援統括本部長)	おお さこ てつ や 大 迫 哲 也	理 事	つ まがり さだ とし ※1 津 曲 貞 利
専務理事 (代表理事) (経営管理統括本部長)	きく ち さとし ※1 菊 池 俊	理 事	ほん ほう しょう いち ろう ※1 本 坊 松 一 郎
常務理事 (融資統括本部長)	かじ はら たか お 梶 原 隆 夫	常勤監事	うえ の ひろ し 上 野 裕 司
常務理事 (経営企画統括本部長)	よね もり かつ し 米 森 勝 志	監 事	たま がわ こう いち ろう 玉 川 浩 一 郎
常勤理事 (事務統括本部長兼事務集中部長)	いま むら ふみ ひこ 今 村 文 彦	監 事	すぎ き かず こ 杉 木 和 子
常勤理事 (法務コンプライアンス部長)	しば た ひで お 芝 田 英 雄	監 事	ふく もと とら のり ※2 福 元 寅 典
常勤理事 (融資統括副本部長)	の むら く に ひろ 野 村 国 広	監 事	いわ もと ふみ お ※2 岩 元 文 雄
常勤理事 (人財開発部長)	さか もと あき と 坂 元 明 人		

会計監査人 監査法人 北三会計社

※1 専務理事 菊池 俊、理事 津曲 貞利、理事 本坊 松一郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 福元 寅典、監事 岩元 文雄は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。

職員数

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
男 性	444	433	404	385	374
女 性	206	201	202	191	200
合 計	650	634	606	576	574

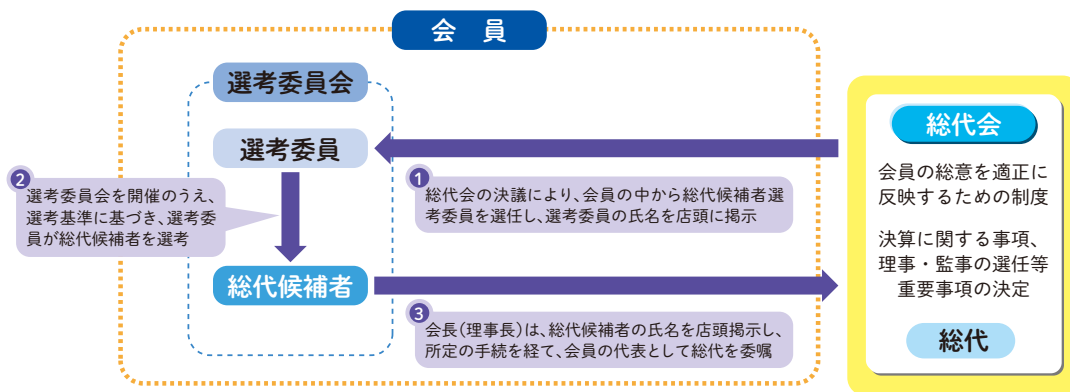
総代会

● 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



● 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。なお、年齢が満80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。総代の定数は、150人以上180人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、令和4年3月31日現在の総代数は153人で、会員数は86,158人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任します（異議申立ができます）。

(3) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員であること
 - ・ 定款第3条に定める地区内（奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市）に営業店舗を持つ銀行・当金庫を除く信用金庫・信用組合の役員あるいは総代に現に就任しておらず、かつ当金庫総代就任期間中はこれらに就任しないこと
- ② 適格要件
 - ・ 地域における信望が厚く、総代候補者として相応しい人物であること
 - ・ 金庫との取引が良好であり、かつ、事業者の場合は経営内容が良好であること
 - ・ 金庫の経営理念をよく理解していること

● 総代・会員の皆さまからのご意見・ご要望について

当金庫では、総代会に限定することなく、総代の皆さまとのブロック別懇談会を実施しております。また、お客さま満足度調査や役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

● 第91期通常総代会の開催

令和4年6月27日、第91期通常総代会が開催され、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
(総代総数153名／出席総代数107名、委任状によるもの45名、欠席1名)

(1) 報告事項

1. 第91期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)業務報告、
貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 所在不明会員除名の件
- 第4号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第5号議案 監事改選の件
- 第6号議案 理事追加選任の件
- 第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代会の様様

● 総代の皆さま

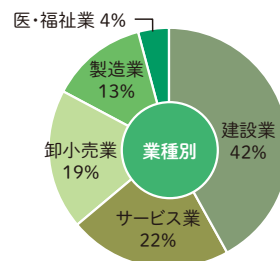
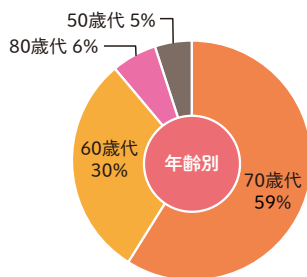
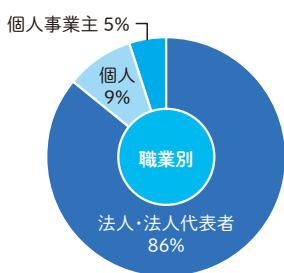
(順不同、敬称略。丸数字は総代の就任回数) 令和4年6月27日現在

1区	2区	3区	4区	5区	
鹿児島市北部、桜島 定数/32名 総代数/29名 徳永 進⑧ 峯元 時秀⑥ 寺田 昭博④ 篤 俊治④ 黒木 一正④ 西田 隆昭③ 内村 二郎③ 大津 学① 大福裕 美子① 前田 隆夫⑥ 福元 弘和② 山下 三秀④ 池水 尚夫④ 濱田 秀則② 中村 英幸② 中西 伸一⑪ 有嶋 隆司⑪ 吉崎 和穂⑦ 村上 敦務④ 中山 高士① 田中 幸夫⑪ 岩尾 昌朗③ 船倉 俊治② 井上 恒治③ 本藏 高德①	鹿児島市南部 定数/36名 総代数/34名 福森 伸③ 上原 徳正② 武盛 秀幸④ 野添 導博① 重久 政純⑪ 江藤 正幸⑤ 下柿元 修① 柳元 尚喜① 上村 考宏⑤ 小田 常德② 久木田 総一② 上山 秀満① 柴田 良孝⑦ 水口 照美⑦ 亀澤 秀樹② 黒木 義昭⑥ 高橋 昭② 平澤 正幸⑦ 池田 耕一⑤ 二石 力③ 楠八重 清久① 坪内己 喜男② 川邊 信也② 九万 田 敏⑩	薩摩半島、長島 定数/35名 総代数/32名 了徳寺 隆⑦ 久保 操⑩ 上永 悟⑩ 末永 高志⑦ 里村 孝幸⑤ 内村 久己③ 松元 秀徳① 米森 利幸⑬ 木原 成也③ 池上 成也③ 大竹山 健⑤ 杉木 和子② 小原 宜浩① 宮下 隆雄⑨ 八幡 秀樹① 宇都 建夫⑧ 水溜 政典⑤ 中本 拓治③ 永田 芳道③ 松野 禎久③ 橋口 良一⑦ 建也④ 君野 次典④ 今村 政光④ 加藤 貴文④ 大園 貴文④	大隅半島、霧島市、始良市 定数/44名 総代数/38名 室屋 正和① 丸重 悟⑦ 山重留 静③ 藤岡 芳政⑦ 村山 謙一⑥ 濱田 信行④ 永瀧 敏弘② 下園 満⑨ 岩崎 益男⑥ 出口 時治④ 中村 健二③ 上釜 孝一② 岩崎 孝和⑤ 池田 眞也④ 門田 孝一② 池島 信一② 來仙 隆洋④ 田下 豊① 小川 千昭⑥ 諏訪 義則③ 小川 清洋⑧ 鶴長 親雄④ 鎌田 善政⑭	山崎 恭一⑩ 家村 信弘② 植木 春生③ 米丸 五男④ 有村 孝治① 堂園 健二⑤ 佐多 章⑧ 濱田 恭亮⑧ 中島 仁③ 益留 福一② 佐藤 正己③ 鶴田 義昌⑥ 下曾小川省一① 河本 正男⑫ 三浦 優⑦ 高吉 恵⑫ 嶽野 廣一⑬ 楠田 茂男⑧ 吉留 一幸④ 久徳 博文④ 永吉 次雄⑤ 下小野 田隆⑤ 下茂 政美⑥ 松元 俊文⑤ 松原 政文③ 兒島 隆典⑦ 道廣 勸太郎① 谷口 芳久⑤ 田中 幹雄①	西ノ原文 男⑨ 池田 徹⑧ 山下 幸一⑤ 中村 幸郎⑩ 川畑 一哉⑦ 下ノ堀 隆史④ 森潤 一郎③ 殿園 昭男③ 福井 清信④ 石橋 正澄⑥ 松本 昭博④ 松山 陸裕⑧ 寺田 榮一郎②

「個人情報保護法」に基づき、上記情報(氏名)は当金庫総代に係る目的以外に使用致しません。

● 総代の属性等別構成比

*業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。



内部統制基本方針

当金庫では、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関する態勢の整備を進めてきましたが、複雑化・多様化の一途をたどる金融環境のもと、財務諸表の信頼性確保ならびに事故防止の観点から、業務処理における相互牽制態勢や法令等遵守態勢の一層の強化に努めています。

当金庫は、内部統制システムに関する基本的な考え方を、信用金庫法および信用金庫法施行規則に基づき定めています。

● 内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、当金庫の業務並びに当金庫の子会社からなる集団の業務の適正を確保するため、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部統制基本方針」を定めています。

本方針では、理事に委任することなく理事会が決定しなければならない重要な業務執行について、整備すべき体制及び事項ごとに明らかにするとともに、併せて更に強固な体制を築くため「コンプライアンス部門」「リスク管理部門」及び「内部監査部門」並びに「監事」が担う役割等についても定めています。

I 理事会の決定する事項

1 理事及び職員並びにその子法人等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「法令等遵守方針」、「そうしん行動綱領」及び「コンプライアンス規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき行動指針を含む具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。また、有効なコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、事業年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定する。

(2) 法令等遵守に関する事項の統括事務を行うコンプライアンス部門を設置するとともに、法令等遵守に係る経営上重要な事項の協議又は決定を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。また、本部各部室及び各営業店にはコンプライアンス・オフィサー（管理者）とコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス部門との連携を図る。

さらに、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部室店の上司を介さず、直接コンプライアンス部門の担当役員又は部門長に報告・相談を行うことができるホットラインを設置する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び情報資産保護管理規程（セキュリティポリシー）に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する体制を構築する。

(2) 理事及び監事がこれらの文書等を常時閲覧できる体制を構築する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 適正なリスク管理を実現するため、「リスク管理方針」及び「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として制定し、リスクカテゴリーごとにそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を制定する。

(2) 当金庫全体のリスクを一元的に管理するため、「リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会とALM委員会を設置し、委員会においてはリスク管理及びALMに関する重要な事項について協議を行う。更に、リスクカテゴリーごとに主管部署等を設置し、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「理事会」を意思決定・監督機関と位置づけ、運営及び付議事項等を定めた「理事会規程」を制定する。

(2) 効率的な職務執行体制の確立を図るため、経営組織、職務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(3) 全役員が共有する経営方針、長期経営計画及び年度ごとの事業計画書を制定する。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われているかどうかを金庫外からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い経営の透明性を高める。

5 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者〔(3)(4)において「取締役」という。〕の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制を構築する。

(2) 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を構築する。

(3) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築する。

(4) 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

(5) 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当金庫の関係部署等が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。

(6) 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。

6 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、協議のうえ、監査の対象となるべき業務等について十分な検証能力を有する者を配置する。

7 監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員が、当該監査業務に関して、理事の指揮命令を受けることなく監事に従う体制を構築する。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員が、人事異動及び考課等人事権の行使により実質的に理事からの独立性が損なわれることのない体制を構築する。

8 当金庫の監事の職務を補助すべき職員に対する、監事の指示の実効性の確保に関する事項

当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事の指示を受け監事の職務を補助する場合、その指示に従い適切に職務を遂行できる体制を構築する。

9 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 次に定める事項について、理事が事態認識後直ちに監事に報告する体制を構築する。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会で決議された事項
 - ② 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 前項②から⑦に関する重大な事実を認識した場合には、職員が監事に直接報告できる体制を構築する。
- (3) 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当金庫の監事に報告するための体制を構築する。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを公益通報者保護管理規程に定め、当該規程の内容を当金庫及び子法人等の役員に周知する体制を構築する。
- (2) 当金庫は、報告したことを理由として、前号の報告をした者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。

11 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたとき、又は監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合は、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なものでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する体制を構築する。

12 その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事及び職員が協力する体制を構築する。
- (2) 監事監査の適正性及び信頼性を確保するため、監事の金庫からの独立性が維持される措置を講じる。

II コンプライアンス部門の役割

- (1) コンプライアンス部門は、当金庫におけるコンプライアンスの状況を定期的に又は必要に応じてコンプライアンス委員会に報告するとともに、必要に応じて理事会に付議又は報告する。
- (2) コンプライアンス部門は、理事会及びコンプライアンス委員会の指揮命令により、また自ら当金庫のコンプライアンスの維持、改善のための措置を講ずる。

III リスク管理部門の役割

- (1) リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じてリスク管理委員会に報告するとともに、必要に応じて理事会に付議又は報告する。
- (2) リスク管理部門は、理事会及びリスク管理委員会の指揮命令により、また自ら当金庫のリスク管理の維持、改善のための措置を講ずる。

IV 内部監査部門の役割

- (1) 内部監査部門は、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の有効性及び適切性についての監査を行い、その結果を理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて改善すべき事項の改善方法を提言し、その実施状況を検証する。
- (2) 内部監査部門は、当金庫の子会社・関連会社等の業務についても監査を行う。

V 監事の役割等

- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門の管理者、コンプライアンス統括部門の管理者及び子会社の取締役等との密接な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- (2) 監事は、当金庫の子会社・関連会社等の業務についても監査を行う。
- (3) 監事は、理事会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席のうえ、必要と認める場合には意見を述べなければならない。
- (4) 監事は、理事の職務の執行に係る情報を閲覧することができる。
- (5) 監事は、理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求められることができる。
- (6) 監事は、当金庫のコンプライアンス態勢及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができる。

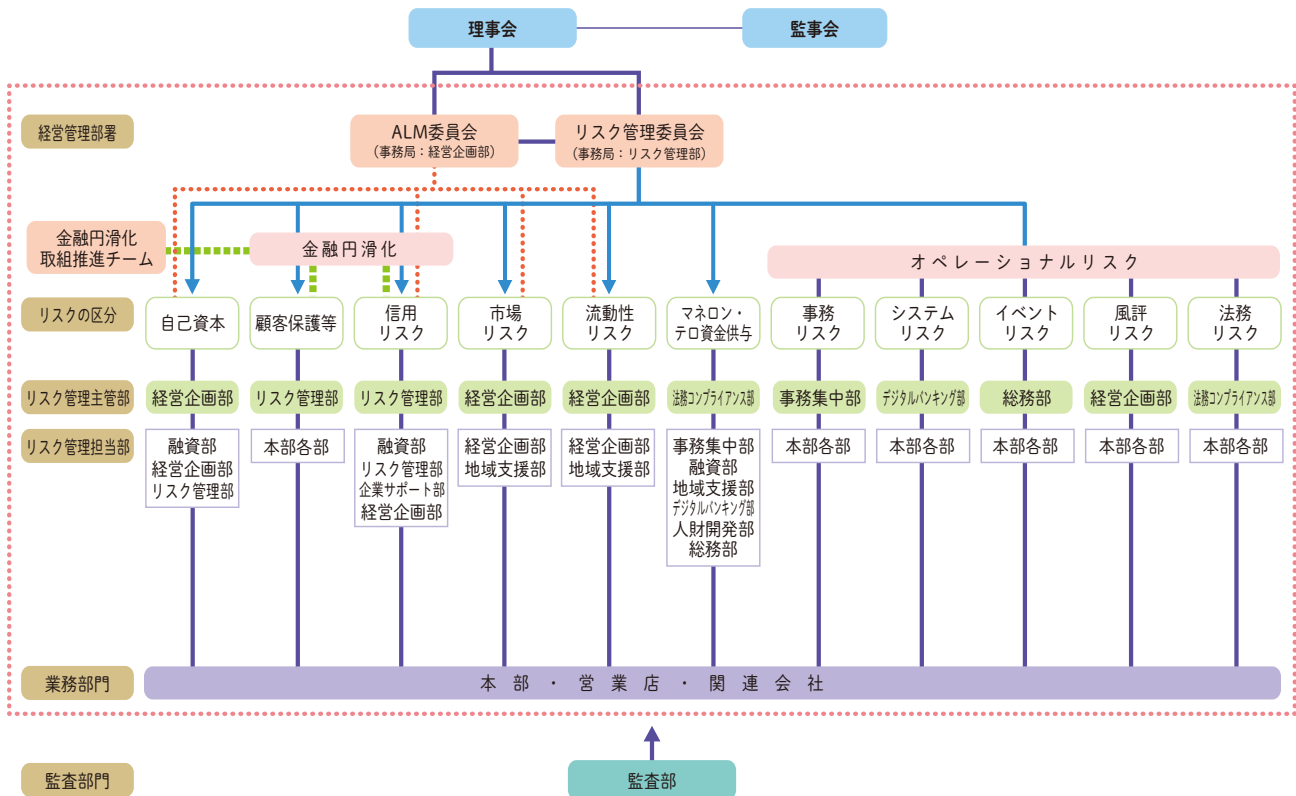
リスク管理について

● リスク管理態勢

IT技術の進歩や市場経済のグローバル化により金融のビジネスモデルは多様化し、近年の気候変動や新型コロナウイルス感染症の影響など金融機関を取り巻くリスクも多様化し、複雑化しています。

このような環境下、当金庫は金融機関としての高い信頼性を維持するため、リスク管理を重要課題と位置づけ、リスク管理態勢を構築し、経営の健全性の確保を図っています。経営に関する様々なリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、イベントリスク、風評リスク、法務リスク）、顧客保護等管理、自己資本管理に分類し、それぞれに主管部を定め、リスク管理委員会がリスク全体を統合的に管理するなど統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

● リスク管理態勢組織図



●各リスクの管理態勢

自己資本管理について

当金庫は業務の健全性および適切性の観点から、直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保するために自己資本管理態勢の整備・確立に努めています。

顧客保護等管理について

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産・情報およびその他の利益の保護、並びに利便の向上を図ることが、金庫業務の健全性・十分性の観点から極めて重要であることを認識し、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢を定めて、適切な管理に努めています。

信用リスク管理について

信用リスクとは主に取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では信用リスクが経営に最も影響を与えるリスクの一つと位置づけ、与信取引に係るリスクを的確に認識・評価し、適切なリスク管理を行うことにより、資産の健全性の維持と向上に努めています。また、厳格な自己査定の実施によりリスクを適正に把握するなど、信用リスク管理態勢の整備・確立に取り組んでいます。

市場リスク管理について

市場リスクとは金利、有価証券の価格、為替など市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。当金庫では市場リスクを適正に把握し経営体力・特性を十分認識したうえで、リスク・プロファイルに見合った収益を確保するため、市場リスク管理態勢の整備・確立に努めています。

流動性リスク管理について

流動性リスクとは運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクです。当金庫では市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、資金調達・運用の構造に即した適切かつ安定的な資金繰りのため、流動性リスク管理の充実に取り組んでいます。

マネー・ローダリング及びテロ資金供与リスクについて

当金庫では、マネー・ローダリング等の金融犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけ、管理態勢の構築・強化に取り組んでいます。具体的には、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じています。

オペレーショナル・リスク管理について

オペレーショナル・リスクとは金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外部的要因により損失を被るリスクなどです。当金庫ではオペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、イベントリスク、風評リスク、法務リスクの5つに分類し、それぞれのリスクごとに管理態勢を構築して適切に管理するよう取り組んでいます。

事務リスク管理について

事務リスクとは役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では常に事務リスク発生危険を把握し、厳正な事務処理に努めています。また、検証態勢や研修、指導の強化と、業務のシステム化・本部集中化による効率化を図るなど事務リスク管理態勢の充実に努めています。

システムリスク管理について

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫はコンピュータシステムの障害による停止やインターネットを利用したサービスの普及に伴うサイバー攻撃の深刻化などにも適切に対応すべく、金庫の情報資産保護のために管理態勢を整備し、適切なシステム管理を行っています。

イベントリスク管理について

イベントリスクとは犯罪・自然災害等偶発的に発生した事件や事故等により、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫はお客さまと役職員等の生命の安全を最優先し、事件や事故等の発生防止と発生した際の被害軽減、素早い復旧による業務の継続に努めています。

風評リスク管理について

風評リスクとは当金庫の経営に関する種々の風評により当金庫への信頼度、親密度が損なわれて、当金庫が直接、間接を問わず不測の損失を被るリスクです。当金庫は経営の健全性を維持するとともに適切な情報開示に努め、風評リスクの未然防止に努めています。

法務リスク管理について

法務リスクとは各種取引などにおいて、法律関係に不確実性や不備があることにより損失を被るリスクならびにコンプライアンスの不徹底等により当金庫が損失を被るリスクです。当金庫は法令等遵守方針、行動綱領、マニュアル、プログラム等に基づき、コンプライアンス態勢の整備・充実ははかり、適切な法務リスク管理に努めています。また、各種取引や訴訟等から生じるリスクへの対応として、相互牽制態勢やリーガルチェック等の適切な管理により、リスクの未然防止、極小化に努めています。

当金庫の考え方

コンプライアンス(法令等遵守)

当金庫は地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚し、地域社会の皆さまから寄せられる信頼にお応えし、これまで以上の金融サービスを提供していく立場から、コンプライアンスを最重要課題と位置づけ、役職員一丸となって取り組んでいます。

コンプライアンスの主な取り組み

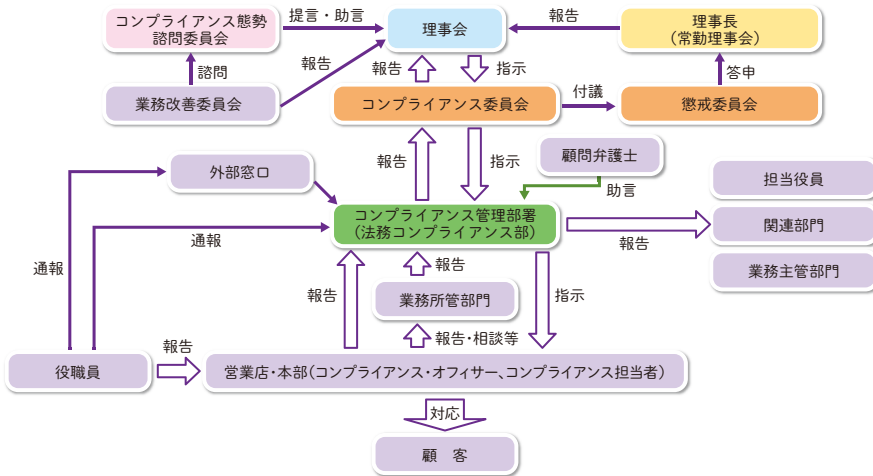
- 当金庫は、経営管理態勢、法令等遵守態勢および内部管理態勢の充実・強化に向けて、以下の取組を行っています。
- ・コンプライアンス態勢諮問委員会の設置
経営管理態勢、法令等遵守態勢および内部管理態勢等に関して、客観的な評価と提言・助言を受けるため、外部有識者からなるコンプライアンス態勢諮問委員会を設置し運営しています。諮問委員会からは当金庫の取組に対して貴重なご意見を頂戴しています。
- ・経営陣によるメッセージ配信
月初に理事長、毎月第2火曜日のコンプライアンスの日に各役員より、コンプライアンスに係る内容や金庫の業務運営方針等の重要事項についてメッセージを動画配信し、役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めています。
- ・組織態勢の整備
各営業店をブロック別に担当役員制とし、営業現場の実態、改善計画の実施状況等の確認強化に取り組み、情報を共有し改善につなげています。
- ・「全職員と担当役員との座談会」の実施
全職員を階層別少人数にグループングを行い、発言し易い環境の中で担当役員と座談会形式で活発で忌憚りの無い意見交換を通して、金庫内のコミュニケーションの促進や風通しの良い職場環境の形成につなげています。
- ・職場離脱制度の運用
職場離脱対象者を指定し、前日もしくは当日対象者に通知して職場離脱させ、業務点検を実施しています。
- ・相互牽制体制の確立
相互牽制態勢の確立のため、事務取扱規程等の見直しや自店検査の厳格な実施により相互牽制機能の発揮に努めています。
- ・内部監査機能の強化
オフサイトモニタリングを有効活用した業務監査を通して、本部各部門に対し提言を行い業務運営の課題解決に努めています。
- ・コンプライアンスに関する職員アンケートの実施
コンプライアンスを重視する組織風土の転換に向けて、職員の意識や各種施策の定着状況の確認、不正行為の発見を端緒とすることを目的に職員アンケートを実施しています。
- ・評価制度・評価方法の見直し
コンプライアンス重視と内部管理の徹底に比重をおいた個人の評価基準及び店舗業績評価基準に変更し、信賞必罰の考えをもとに、不祥事件やコンプライアンス違反を厳しく評価しています。更に、考課者研修を実施し、評価目線の標準化を図ることで実効性の確保に努めています。

● コンプライアンス態勢

コンプライアンスの具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員の研修・勉強会の実施・コンプライアンスに関する規程やマニュアルの整備などを行ってきました。

また、さらなる法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化を図ることを目的として、理事長を委員長とする「業務改善委員会」を設置しました。さらに、同委員会の諮問機関として、外部有識者からなる「コンプライアンス態勢諮問委員会」も設置し、業務改善計画の実施状況の評価・検証及び法令等遵守態勢等の充実・強化にかかる提言・助言を受けています。

● コンプライアンス態勢図



反社会的勢力への対応に係る基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ、組織として対応し、断固として拒絶します。
3. 反社会的勢力に対しては、資金提供及び不適切な便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から外部専門機関との連携強化を図ります。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

法令等遵守方針

1. 当金庫は、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を十分認識し、地域社会の負託に応え、健全な金庫運営に努めて、社会から揺るぎない信頼を確保する。
2. 当金庫は、法令やルールを厳格に遵守すると共に、社会的規範に従い誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
3. 当金庫は、経営情報を公正かつ適時適切に開示し、透明な経営に徹する。
4. 当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は断固排除し、関係遮断を徹底する。

そうしん行動綱領

1. そうしんは、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
2. そうしんは、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献してまいります。
3. そうしんは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行してまいります。
4. そうしんは、経営等の情報の積極かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. そうしんは、従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
6. そうしんは、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
7. そうしんは、信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
8. そうしんは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

そうしんコンプライアンス宣言

私たち鹿児島相互信用金庫役職員は、お客様に信頼され、選ばれた「そうしん」を目指して、コンプライアンス重視の企業風土を確立していくことを宣言します。

【宣言】

1. 私たちは、鹿児島相互信用金庫「法令等遵守方針」、「そうしん行動綱領」を遵守します。
2. 私たちは、一人ひとりのお客様に対し、「そうしん おもてなし宣言」に沿って誠実かつ公正に向き合い、良識と良心に従って行動します。
3. 私たちは、信用失墜に繋がる事務ミスや不祥事等の撲滅を目指し、地域における信頼を揺るぎのないものとします。
4. 私たちは、コンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに反する指示・命令には、凛とした姿勢で拒絶し、その是正を図ります。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験および財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

※当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

鹿児島相互信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
2. 管理態勢
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は法務コンプライアンス部とし、経営企画部、リスク管理部、人財開発部、総務部、デジタルバンキング部、事務集中部、地域支援部、融資部、監査部等の関係各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。
5. 疑わしい取引の届出
営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
6. 資産凍結の措置
テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、個人情報等保護のための内部管理体制(コンプライアンス・プログラム)の継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2 個人情報等の取得・利用目的について

(1)個人情報等の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただきます。

お客さまの個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や営業担当者等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止します。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫お客さま窓口相談室までお申出下さい。

3 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

(1)開示

お客さまご本人、またはその代理人から当金庫が保有しているご本人に関する個人情報等の開示請求があったときは、請求者がご本人またはその代理人であること等を確認させていただいたうえで、原則として遅滞なく開示します。但し、次の場合はご請求の個人情報等の全部または一部について開示しないことがあります。

- ①当金庫の業務遂行に著しい支障を及ぼす場合
- ②お客さまご本人または第三者の生命、身体、財産その他の利益を害する恐れのある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

(2)訂正

お客さまから当金庫が保有するご本人の個人情報等の訂正のご請求があったときは、必要な調査のうえ個人情報等に誤りがあること、その他訂正などを必要とする事由がある場合に訂正をします。

(3)利用停止または消去

お客さまから当金庫が保有するご本人の個人情報等の利用停止または消去のご請求があったときは、必要な調査のうえ利用停止または消去を必要とする理由がある場合に利用停止または消去し、その旨をお客さまにご通知いたします。

(4)手数料

お客さまから個人情報等の利用目的の通知または開示等のご請求について、所定の手数料をお支払いいただきます。

5 個人情報等の利用目的及び開示等のご請求手続きについて

ご本人または代理人からの個人情報等の利用目的及び開示等のご請求は、所定の申請書に必要書類を添付し、所定の手数料をお納めのうえ、お客さま担当の営業店次長または地域支援部宛ご提出下さい。

なお、電話あるいはFAXでのご照会・ご請求には応じられない場合がありますことをご了解くださいますようお願い申し上げます。

6 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。また、個人情報等への不正アクセスまたは紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対し、組織面および技術面で安全対策を講じます。

●リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

●クッキーについて

当金庫のホームページではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用の取得は行っておりません。(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

7 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメール発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

8 個人情報保護に関する質問・苦情・異議申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫お客さま窓口相談室までご連絡下さい。

■鹿児島相互信用金庫 お客さま窓口相談室(受付時間/営業日の午前9時から午後5時)
住所/〒890-0062 鹿児島市与次郎一丁目6番30号
電話番号/フリーダイヤル0120-197-005
FAX/099(259)5227 Eメールアドレス/sosin@kasosin.com

地域金融円滑化のための基本方針

鹿児島相互信用金庫は、地域経済の発展に寄与するため、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとっては、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2 金融円滑化措置の適切な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、次のとおり必要な態勢整備を図っております。

①金融円滑化推進チームの設置

本部に、金融円滑化統括管理責任者として地域支援統括本部長を、また関係各部長等による「金融円滑化推進チーム」を設置しました。

②お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

事業資金・住宅ローンご利用のお客さまのご相談に適切に対応するため、全営業店に相談窓口(事業円滑化相談デスク、ローン返済相談デスク)を設置しました。

また、ご返済計画見直しに係る意見・要望・苦情へ対応するための窓口(金融円滑化ホットライン)を本部(地域支援部)に設置しました。

③金融円滑化措置の適切な実施のための周知と、事業価値の見極め(目利き力)向上のための研修等

支店長説明会において、全営業店長に対し一層の相談・支援を強化し、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組むよう徹底しました。

④その他

本取組みに対し適切な対応を図るため、条件変更案件の本部報告、謝絶案件等の事務取扱の改正など、管理態勢を一層強化しました。

3 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

お客さまからの貸付条件の変更等に関するご相談は、次の窓口をご利用ください。

●事業円滑化相談デスク

鹿児島相互信用金庫 全店に事業性融資への相談対応窓口を設置
【担当者】支店長、次長、融資担当

●ローン返済相談デスク

鹿児島相互信用金庫 全店に住宅ローン、消費者ローンの相談対応窓口を設置
【担当者】次長、融資担当

●金融円滑化電話相談窓口(ご返済計画見直し等に係るご意見・ご要望・苦情)

鹿児島相互信用金庫 本部(地域支援部) フリーダイヤル 0120-197-005
※受付時間は午前9時から午後5時までです。(当金庫の窓口休業日は除きます。)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

● 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、金融業務を通じて「地域社会の繁栄に奉仕する」という基本方針のもと、地域の中小企業および個人のお客さまへ安定した資金供給を行うこと、そして非金融面においても地域の活性化のための各種事業を積極的に展開することが、地域金融機関として最も重要な社会的使命と考え、あらゆる方面から取り組んでおります。

● 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

地域金融の円滑化のための基本方針、管理規程等を制定し、お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うために「金融円滑化推進チーム」を設置するとともに、お客さまからの相談窓口を設置し、地域金融の円滑化に取り組んでおります。

● 中小企業の経営支援に関する取組状況

1. 創業・新規事業開拓の支援

(1) 「新規創業者等育成支援業務」の受託

平成25年7月、鹿児島市から「新規創業者等育成支援業務」を受託いたしました。令和3年度も引続き同業務を受託。当金庫職員をインキュベーションマネージャーとして常駐させ、独立、開業を目指すお客さまの事業計画立案のアドバイスや経営面でのサポートの充実を図り、新規創業を支援いたしました。



① 新規創業者等育成支援業務における創業予定者や事業者への助言・アドバイス

項目	令和3年度
相談件数	1,210件

② 新規創業者等育成支援業務における創業者および融資実績

項目	令和3年度
新規創業者	39件
融資実績	15件／86百万円

(2) そうしん創業者倶楽部

当金庫は、平成28年8月、創業を計画している「創業予定者」や事業のライフステージの中で難しい時期にある「創業後3年以内の事業者」の支援、地域経済の活性化を目的として「そうしん創業者倶楽部」を設立いたしました。

「創業アシスト訪問」は、創業者倶楽部会員の事業所等へ当金庫営業担当がお伺いして支援する制度で、創業期の課題解決に向けた伴走支援を実施いたしました。

(3) 女性のための創業支援

当金庫は、女性の起業をお手伝いする取り組みとして、鹿児島県よろず支援拠点連携企画「女性起業家のための無料相談会～グループ座談会&わちゃわちゃ相談会～」を開催いたしました。相談会では、企業経営に関する基本的な知識や資金調達の方法、売上拡大のヒントなど、各種コーディネーターを中心に意見交換を行い、業種の垣根を越えた女性起業家同士の交流や人脈作りの場を提供いたしました。

(4) 地域課題解決型起業支援

鹿児島県「かごしま地域課題解決型起業支援事業」の執行団体に選定され、地域の課題解決を目的として新たに起業する方に対して、県起業支援金の交付、及び伴走支援等の業務を行っています。令和3年度は11事業者へ合計19,999千円の起業支援金を交付しました。

(5) 創業・新事業支援実績

項目	令和3年度
支援件数	108件
融資実績	35件／150百万円

2. 成長段階における本業支援

(1) 支援実績(中小企業支援施策活用を含む)

項目	令和3年度
よろず支援拠点の活用	293件
補助金活用	61件
売上・販路支援	332件
人材支援	85件
その他	174件

(2) 地域商社室による本業支援

① 海外向け販路拡大推進事業

新型コロナウイルスの影響により海外渡航は困難な状況が続きますが、オンラインを活用した新たな事業スタイルを展開しました。

- ・ オンライン個別商談会
バイヤーとテレビ会議システム(ZOOM)を利用した商談会を開催しました。

対象国	商談商品	対象国	商談商品
ベトナム	加工食品	台湾	農産物・水産物
香港	農畜産物・水産物・焼酎	タイ	健康食品・工芸品

・ 輸出商社事業

本事業は、当金庫及び県内7社が連携し、農産物・加工食品等を混載輸出し、現地でテストマーケティングを展開する事業です(対象商品:茶・菓子・インスタント食品・黒酢・米粉)。今年度はベトナムに向けた食品テスト輸出を実施しました。

② 鹿児島の逸品 販路開拓支援事業

令和3年度は県内全域の食品事業者を対象として販路開拓セミナー、商品ブラッシュアップ、バイヤー商談会、テスト販売会を一体的に展開し販路開拓・拡大を支援しました。商談会では、県内企業14社と首都圏を中心としたバイヤー10社が97商談を実施。また日本百貨店(東京都)で2週間のテスト販売会を開催。参加した8社へ「テストマーケティング報告書」を作成し結果をフィードバックしました。現在までフォローアップ支援を行っております。



③ クラウドファンディング「マクアケ」の活用

当金庫は、国内大手クラウドファンディングの事業者である「マクアケ」と提携し、事業者の方々の情報発信、資金調達のご支援を行っています。令和3年度に開催したWEB商談会では参加事業者51社、プロジェクト実施5社となりました。



創業100年伝説のさつまあげ。本場鹿児島から冷やして美味しい夏限定セットのお届け

(画像引用:マクアケHP <https://www.makuake.com>)

④ かごしまの魅力発信プロジェクト

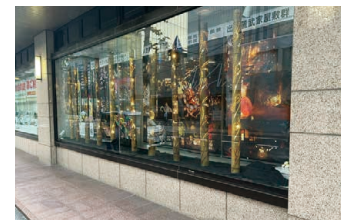
県内在住の外国人(技能実習生等)へかごしまの食・観光・自然などの情報を「専用サイト」を通じて情報拡散し、観光インバウンドの創出、輸出拡大の可能性を探りました。また県内就労が増加する外国人材との共生社会の実現も本事業の目的の一つです。令和4年度も継続して新たな取り組みを展開します。(鹿児島市:ネクストアジア・鹿児島イノベーション戦略推進モデル事業)



⑤ 本店ディスプレイコーナーを活用した地域特産品の紹介

本店営業部ディスプレイコーナーに地域特産品を展示し、各自治体のPRに活用いただいております。

- (令和3年度展示自治体)
東串良町・種子島・薩摩川内市・指宿市・出水市
(写真は、出水市「まち・テラスの竹灯籠」)



⑥ 人材紹介支援

九州の信用金庫では初の「有料職業紹介事業」許可取得により、地域企業の人材確保に向け、更に踏み込んだ人材紹介支援を展開しております。また、人材会社等と連携を図り、多様化する人材ニーズ(幹部人材、専門人材、正社員、派遣社員、外国人実習生など)に対して各種支援メニューをご用意し、求人企業をサポートしております。

- ・ 経営課題解決セミナー(副業活用)
(株)みらいワークスと連携して地域企業と都市部の副業人材のマッチングを支援しました。副業人材のマッチングでは、4社の活用実績となりました。

(3) 個人保証・不動産担保に依存しない融資の取組み実績

融資商品	令和3年度
活力融資	23件/62百万円
ご近所ローン	9件/30百万円

当金庫の考え方

3. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

(1) 中小企業支援ネットワーク強化事業

当金庫は「かごしま中小企業再生支援ネットワーク」に支援機関として参加しています。

(2) お取引先への提言等による事業計画策定支援

営業店・企業サポート部連携により、お取引先との経営会議等における経営改善提案等を通じて、事業計画策定支援を実施しております。

(3) 外部機関との連携等

鹿児島県中小企業再生支援協議会等への相談促進を図り、経営改善計画策定やバンクミーティング等に積極的に参加しております。また、鹿児島県産業支援センターとの連携により、カイゼンアドバイザー他専門家派遣による支援も行っております。

4. 事業承継支援

お取引先の事業承継をサポートするため、事業承継相談、事業継続支援、事業承継セミナー等を行っております。

(1) そうしん事業承継アドバイザー制度

平成28年9月、事業承継に悩みや相談事を抱えているお取引先の課題を解決することを目的として、「そうしん事業承継アドバイザー制度」を創設いたしました。当金庫アフターコロナ支援部や当金庫と連携する事業承継アドバイザー(※)等による無償経営アドバイス等のサポートを実施しております。

(※) そうしん事業承継アドバイザー

公認会計士、税理士、司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、建設業コンサルタント、フードプロデューサー、トータルコーディネーター等

(2) 令和3年度の取組み実績

項目	令和3年度
相談受付件数	96件
個別支援件数	27件

● 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項目	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	1,028件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.17%
保証契約を解除した件数	66件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

● ビジネスレポートの発行

当金庫では、鹿児島県内の中小企業の景況や経済トピックス等、お客さまのビジネスに役立つ情報を「ビジネスレポート」としてまとめ、年に4回発行しています。

- 中小企業動向調査結果
- 鹿児島の経済トピックスや動向
- 医療・健康に関する情報
- 県内で活力あるユニークな取組みをしている企業の紹介
- 報道機関や支援機関の紹介等

● 地域の活性化に関する取組状況

1. SDGs(※)の取組み

(1) 「そうしんSDGs宣言」

当金庫は、持続可能な地域社会の実現に貢献すること、SDGsの普及に努めることを目的として、平成30年10月、全国の信用金庫に先駆けて「そうしんSDGs宣言」を行いました。当該宣言に基づき、様々な取組みを展開しております。



《そうしんSDGs宣言》

そうしんは、「超・地域密着経営」の発想のもと、信用金庫が持つ機能を活かして、地域の困りごと解決や持続可能性の向上に取り組んできました。その実績と経験をもとに、地域のための金融機関として、更なる地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むとともに、環境保全活動へ貢献してまいります。また、地域の各主体とのパートナーシップの下、「SDGs(持続可能な開発目標)」の普及に努めてまいります。

【地域の社会的課題への取り組み】

地域が抱える社会的課題に対して、当金庫が保有する様々な機能やネットワークを提供し、解決に向けた積極的な事業を展開いたします。

【地域の経済的課題への取り組み】

地域が持つ資源を活かして、地域の産業、観光の活性化に取り組むとともに、金融支援や本業支援等を通じて、地域の皆さまが抱える経済的課題に真摯に取り組んでまいります。

【地域の環境保全活動への貢献】

環境保全を推進する自治体や事業者等の皆さまの経営支援、事業展開支援を行うとともに、地域貢献活動への積極的な参加を通じて、地域の環境保全活動へ貢献してまいります。

(※) SDGs(エスディーゼーズ)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために、2030年に向けて世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。経済的、社会的、環境的側面に横断的に関わる課題を解決するために、政府・自治体などの公的セクターだけでなく、金融機関を含む民間企業の力が大いに求められています。



(2)「そうしんSDGsアワード」の開催

「そうしんSDGsアワード」は、当金庫取引先のSDGs達成に向けた経営・取り組みを支援するとともに、県内の事業者へのSDGsの普及を図る目的で開始しました。

持続可能な地域社会の達成に資する活動で他者(社)のモデルになる活動を行っている法人や団体を、有識者の選考により表彰しています。



(3)そうしん食の起業家養成アカデミー

豊富な食の資源を持つ鹿児島県にとって、飲食業は重要な産業ですが、廃業率が高いといった課題があります。そこで、令和元年度から飲食業に特化した実践的な支援プログラムの提供を通じて、質の高い創業を支援する「そうしん食の起業家養成アカデミー」を実施しています。

令和3年度は第3期を企画しましたが、コロナ禍を踏まえ開催を延期し、第1期生、第2期生の伴走支援を中心に実施しました。



(4)大崎町SDGs推進協議会への参画

当金庫は、これまで大崎町と慶應義塾大学SFC研究所と連携した「リサイクル未来創生プログラムの共同開発」などSDGsにかかる先導的な活動を実施して参りました。

これまでの取り組みを更に前に進め、「すべてのモノがリユース・リサイクルされて循環する町(=循環型社会)」を実現したいという大崎町の趣旨に賛同し、「大崎町SDGs推進協議会」へ参画しました。当金庫は、同協議会において、金融機関としての役割を発揮し、持続可能な地域社会のモデルづくりに取り組んでまいります。



2. 地域創生に関する取組み

(1) そうしん地域おこし研究所の設置

慶應義塾大学SFC研究所と当金庫は、平成29年8月「連携協力に係る覚書」を締結し、創設した「そうしん地域おこし研究所」による地域創生、CSV(共通価値の創造)経営等に関わる研究活動を実施しております。

当研究所は、信用金庫らしい、地域と一体となった地域創生の先進的な取組みを研究・開発し、実際に地域で実践することで、地域・企業・信金が相乗効果を発揮して発展する実学の研究を行います。

(2) フウドコレアラタ

鹿児島に居住する人が、鹿児島環境に触れ、改めて魅力に気づく機会を創出するマイクロツーリズム事業「フウドコレアラタ」を実施しました。ツアー参加者は、食材となる魚介類、野菜等の生産現場の見学や収穫体験を行い、その後、とれたての食材で作ったディナーやランチをいただきました。この事業では、生産者と消費者をつなぐ場を提供することで、生産者に対する消費者の共感を生み、商品が正しい価値(価格)で認められる世界を実現させ、地域のあたらしい付加価値が創造されることを目指します。

令和3年度は、4月に長島町、11月に鹿児島市松元地区においてモニターツアーを実施しました。令和4年度からは本格的な活動として展開させ、年間10回程度のツアーを開催する予定です。



(3) アグリハイスクール支援事業

本事業は、将来の県内農業・食品業界の担い手となる農業高校生にプロデザイナーや地元企業とのマッチングによる商品開発、販売会等の機会を提供するものです。

令和3年度は、加世田常潤高校の生徒に対して「森の潤い果実 温州みかん」の開発を支援しました。



(4) そうしんアグリフェスタ2022in天文館

新型コロナの影響で高校生の実習機会が失われていることを踏まえ、天文館アーケード内、天神おつきやびらも〜る、天文館本通りにて販売会を実施しました。(加世田常潤高校、指宿商業高校、尚志館高校及び当金庫取引先13社)



(5) 3日間社長のカバン持ち体験事業の実施

令和3年8月～9月にかけて、地元学生のための就職支援および地元中小企業の人材確保と魅力発信のため、20名の学生と19社の中小企業が参加し、「カバン持ち体験事業」を実施いたしました。



当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または地域支援部で受け付けています。

- 1 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

受付窓口	鹿児島相互信用金庫 地域支援部
住 所	〒890-0062 鹿児島市与次郎一丁目6番30号
電話番号	☎0120-197-005
受付日時	平日 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記地域支援部へご相談ください。

全国しんきん相談所【一般社団法人全国信用金庫協会】	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

- 5 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等、鹿児島県・熊本県弁護士会が設置運営する紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、地域支援部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~15:00

名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00 13:00~16:00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~17:00

名 称	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒892-0815 鹿児島市易居町2番3号
電話番号	099-226-3765
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~16:00

名 称	熊本県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11
電話番号	096-325-0913
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:00~17:30

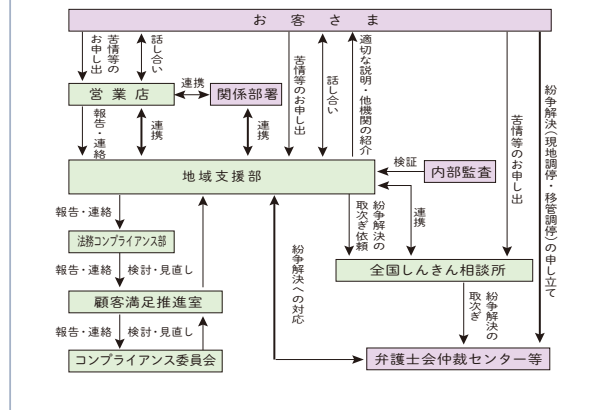
- 6 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫地域支援部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/kasosin/>)をご覧ください。

- (1)現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
例えば、お客さまは、熊本県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
※鹿児島県弁護士会の紛争解決センターでは、現地調停の手続きはできません。
- (2)移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
例えば、鹿児島県弁護士会の紛争解決センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

- 7 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者を配置するとともに、法務コンプライアンス部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および地域支援部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を営業店、関係部署および地域支援部が連携して行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10)苦情等への取組態勢



～〈そうしん〉は地域に、あなたに、 元気を発信しています～

〈そうしん〉の 地域経済活性化への取組みについて

〈そうしん〉は、奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市を営業地区として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに貸出を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、地域の行事への参加や文化振興及び奉仕活動を行い、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

〈そうしん〉の貸出金運営についての考え方

当金庫は、地域金融機関として地域の中小企業や地域社会の繁栄に貢献することが信用金庫の使命であると考えております。貸出にあたっては、より多くのご利用をいただくために、小口多数取引をコンセプトに営業地区内の中小企業や個人の幅広い資金需要に積極的に取り組み、的確で迅速に対応することを基本姿勢としております。

貸出審査に際しましては、皆さまの大事な資金が地域社会、企業経営に有効に活用されるよう安全性、健全性、成長性等厳正に審査しております。

これからも貸出資産の健全性の堅持、向上に努め地域金融機関としての理念実現に邁進してまいります。

お客さまからお預りいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、地域経済活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。

※取扱商品のご案内…31ページ
※残高等の計数状況…53～55ページ

～貸出金以外の運用について～ 有価証券残高/86,820百万円

貸出金以外の資金は、預金積金の払い戻しに対応するため、信金中央金庫に預けたり、有価証券(国債や公社債等)で運用しています。有価証券については、適切なリスク管理のもとに分散投資しています。

※残高等の計数状況…56～58ページ

〈そうしん〉では、中小企業の経営支援をはじめ、地域活性化のため様々な支援を行っております。

- 創業支援
- 成長支援
- 事業承継支援
- 経営改善支援
- 地域創生支援

※取組状況…18ページ

出資金

会員数
86,158人
出資金残高
7,249百万円

地域のお客さま・ 会員のみなさま



貸出金

貸出金残高
369,933百万円
預金積金に占める
貸出金の割合
61.64%

支援 サービス

(令和4年3月末現在)

預金積金

預金積金残高
600,118百万円

〈そうしん〉では、地域のお客さまの着実な資産形成のお手伝いをさせていただくため、様々な商品をご用意し、サービスの一層の充実に努めております。

※取扱商品のご案内…30ページ
※残高等の計数状況…52ページ

鹿児島相互信用金庫



本店営業部/鹿児島市泉町2番3号 本部/鹿児島市与次郎一丁目6番30号

創立/昭和6年2月16日
常勤役員数/585人
店舗数/57店舗(代理店1店舗)

組織会活動

地域・社会 貢献活動

地域行事への参加や文化振興及び奉仕活動等に積極的に取り組んでいます。

※地域・社会貢献活動…26ページ

地域活性化に向けた取り組みとして「そうしんまちづくり振興基金」を平成2年に創設し、毎年まちづくり事業へお手伝いをさせていただいております。

※公益信託…27ページ

- 三絃会
商店主や会社経営者の方々に構成される団体です。
- ブレーン“21”
若手経営者の方々に構成される団体です。
- パールレディ会
女性会員で構成される団体です。
- 杉の子会
若い世代の方々に構成される団体です。
- おもと会
年金受給者の会員で構成される団体です。
- 信ちゃん友の会
金庫のOB・OGで構成される団体です。

※組織会・組織会活動…28ページ

地域・社会貢献活動

地域の暮らしの中で「そうしん」は金融機関としての本来の業務だけでなく、地域の行事への参加や、文化振興及び奉仕活動等に積極的に取り組んでいます。

新社会人のためのセミナー



杉の子会活動

各事業所の新入社員を対象とした「新社会人のためのセミナー」や小学生を対象とした「寺子屋塾」など様々な活動を通じて、青少年の育成と地域活性化に取り組んでいます。



婚活イベント「らっくエース」

愛の街頭募金



社会貢献活動

社会貢献活動の一環として、「街頭募金」「相続セミナー」「年金相談会」など様々な活動を行っています。



深遠で学ぶ 事業承継セミナー

おぎおんさあ



地域行事への参加

鹿児島の夏の風物詩「おぎおんさあ」に女神輿としての参加や、「おはら祭り」、その他各地域で行われる行事に積極的に参加し、「そうしん」の元気な姿を見て頂き、地域の活性化に努めています。



おはら祭り

県下一斉清掃作業



地域貢献活動

地域貢献活動の一環として、県下一斉清掃作業活動を実施しております。また、毎月第2木曜日を信用金庫の日と定め、全店で早朝清掃作業を行っています。6月の信用金庫の日は「お茶いっぱいの日」も開催しています。



お茶いっぱいの日

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部活動が中止・縮小となりました。

公益信託

公益信託「そうしんまちづくり振興基金」は平成2年10月の創設以来、多くの方々にご利用いただき、31年間の助成実績は393件145,689千円となりました。

今後も、鹿児島県内における「まちづくり」に関する諸事業の実施や活動に対する助成を行うことで、地域の振興と明るく豊かな地域社会の発展に貢献してまいります。

令和3年度も多くのお問合せがあり、7件2,308千円の助成をさせていただきました。

01 帖佐校区コミュニティ協議会

「帖佐八幡神社浜下り用陣羽織製作事業」

助成金額
100,000円

始良市を代表する伝統行事であり、まちの活性化に不可欠となっております。校区の住民が一体となって取り組んでおり、また伝統行事が子供たちにも受け継がれていることから助成をさせていただきました。



02 大隅アスリートサポートチーム

「大隅アスリートサポートユニフォーム製作事業」

助成金額
180,000円

大崎町が目指す「陸上競技の聖地」実現に向けた活動で、スポーツ合宿者の増加など地域活性化にも繋がることから助成をさせていただきました。



※イメージ

03 平佐西地区コミュニティ協議会

「平佐焼の里施設整備事業」

助成金額
500,000円

平佐西地区唯一のゴールド集落（高齢化率50%以上）である皿山地域において、地域コミュニティの拠点として各年代が活用し、平佐西地区全体の集いの場として貴重な場所となる事が期待できるとして助成させていただきました。

05 ネットワークGOGO野田郷

「野田郷駅前時計塔改修事業」

助成金額
470,000円

改修に伴いスタンドガラス防犯灯とする事で、インスタ映えなど新たな価値に繋がり、観光スポットとして地域活性化の一助となる事が期待できるとして助成をさせていただきました。



04 いちき串木野商工会青年部

「いちき串木野商工会青年部ハッピー製作事業」

助成金額
308,000円

コロナ禍において、イベントの中止が相次ぐ中、地域に活気を取り戻そうと「あなたの夢を叶えます」プロジェクトを実施。ハッピーは、「さのさ祭り」等の地元イベントでも継続的に利用される事により効果も大きいと考え、助成させていただきました。

組織会・組織会活動



▶ 三証会(信ちゃん会)

商店主や会社経営者の方々に構成される団体で、会員相互の健全な発展と親睦を図ることを目的として、各種講演会・研修会・イベント等を行っています。



▶ ブレーン“21”

若手経営者の方々に構成される団体です。精力的に講演会・研修会・委員会等を開催し、異業種交流や情報交換を通じて見識を高め合い、会員相互が健全に発展することを目的としています。



▶ パールレディ会

趣味やスポーツを通じた女性の交流の場として、講演会や演劇会等を開催し、会員の皆さまの新しい出会いをお手伝いします。



▶ 杉の子会

皆さまの「おもしろ“そう”」の声を形に！会員の皆さまが教養を身につけ感性豊かな社会人に成長することを目的として、各種セミナーやイベント等を開催し、鹿児島の若者を全力でサポートしています。



▶ おもと会

会員の皆さまのセカンドライフをもっと豊かなものにするために、地域での交流を通じて会員の皆さまのお付き合いの輪を広げます。



▶ 信ちゃん友の会

金庫OB・OGで構成される団体です。相互扶助の理念に立ち、会員の福利の増進及び親睦をはかると共に当金庫の発展に寄与することを目的としています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止・縮小での開催となりました。

新店舗のご紹介



令和4年3月7日、霧島市役所近くに、国分支店・隼人支店を新築移転いたしました。大きなヒサシがひとときわ目をひくモダンな造りの建物で、エレベーターを備えた完全バリアフリーを実現しました。また機能性だけでなく、環境にも優しい太陽光発電設備も搭載いたしました。2階には、地域の皆様にもご利用いただける、明るい大ホールもございます。

ぜひ一度、足をお運び下さい。



業務内容・取扱商品のご案内

預金業務

鹿児島相互信用金庫は、お客さまの豊かな暮らしづくりのお役に立てるよう、家計簿がわりの総合口座から、スーパー定期、定期積金、外貨預金をはじめとした、さまざまな種類の預金商品をご用意しております。

暮らしの夢の実現にぜひ当金庫をご利用ください。

(令和4年7月末現在)

商品名	仕組みと特色	預入・積立期間	預入・積立金額	
総合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資機能をセットした便利な通帳です。日常の出し入れ、公共料金の自動支払い、給与・年金の自動受取りなど家計簿がわりにご利用いただけます。いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高200万円まで自動融資が可能です。			
普通預金	出し入れ自由、年金・配当の受取り、公共料金の自動支払いなどにご利用できます。	自由	1円以上	
貯蓄預金	個人専用で、出し入れ自由な貯蓄専用の口座です。	自由	1円以上	
納税準備預金	計画的な納税にご利用下さい。お利息に税金がかかりません。(租税納付以外の目的で払戻した場合、課税扱いとなります)	・ご入金は自由 ・お引きだしは原則として納税のみ	1円以上	
通知預金	預入後最低7日以上据え置き、引き出す際に遅くとも2日前までに通知することになっている預金です。	7日以上	10,000円以上	
当座預金	商取引にご利用いただく、小切手、手形の支払いのための預金です。	自由	1円以上	
無利息型普通預金	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の3つの条件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となる預金です。	自由	1円以上	
定期預金	期日指定定期預金	1年複利で高利回り、1年経過すると1か月前のご連絡で満期日が自由に決められ、一部お引きだしも可能です。	1年以上3年以内	1円以上300万円未満
	スーパー定期	個人の方については、3年以上は当初預入日の利率で半年複利となり、さらに有利に運用いただけます。	1か月～10年	1円以上1,000万円未満
	変動金利定期預金	金利情勢にあわせて、お預け入れ日の6か月ごとに適用金利が変動します。	1年・2年・3年	1円以上
	大口定期預金	まとまった資金を安定・確実にしかも大きく増やす、大口資金運用の決定版です。	1か月～10年	1,000万円以上
定期積金	定期積金	目的に合わせて毎月決まった金額を積み立てる預金です。	6か月～5年	毎月1,000円以上
	納税プラン	消費税を納付する個人事業者及び法人の方が対象です。	6か月～12か月	毎月10,000円以上
財形預金	財形年金預金	ゆとりある老後のための個人年金預金です。財形住宅預金と合算して550万円まで非課税扱いとなります。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	持ち家の取得や増改築を目的とした預金です。財形年金預金と合算して550万円まで非課税扱いとなります。	5年以上	1,000円以上
	一般財形預金	貯蓄目的の自由な預金です。	3年以上	1,000円以上
外貨預金	外貨定期預金	米ドル・ユーロ・豪ドル等市場で運用可能な通貨により、余剰資金を短期間、高利回りで運用できます。為替リスクがあります。	1週間以上～1年以内	1,000通貨単位以上
	外貨普通預金	米ドル・ユーロ・豪ドル等市場で運用可能な通貨により、出し入れ自由で高利回りの運用ができます。為替リスクがあります。	自由	1通貨単位以上

※預金ご利用に当たってのご注意

*預金により、金利が異なります。金利は窓口並びに当金庫ホームページに掲示してありますので、ご確認ください。

*新規に口座を開設する場合、新たに貸金庫を利用される場合、現金による出金をされる場合など関係法令や当金庫所定の確認方法にて、ご本人確認をさせていただきますので、運転免許証、健康保険証等の提示が必要となります。

融資業務

鹿児島相互信用金庫は、お客さまのライフステージや事業発展のお手伝いをさせていただけるよう、いろいろな種類の融資商品をご用意しております。また、パソコン・タブレット・スマートフォンでお申込みできる(Web申込)商品もご用意しております。これからの企業の発展やお客さまのゆとりのある暮らしを願い、皆さまのニーズに的確にお応えしてまいります。

(令和4年7月末現在)

商品名	使いみちと特色	ご融資期間	ご融資金額	Web申込
事業資金融資	手形割引、手形貸付、証書貸付などの方法で、事業経営に必要な運転資金や設備資金にご利用いただけます。	窓口にご相談ください	窓口にご相談ください	
活力融資	現在融資取引のないお客さまへ様々な事業性資金のニーズにご利用いただけます。	5年以内	有担保の場合 1,500万円 無担保の場合 500万円	
ご近所ローン	そうしん本支店から「ご近所」にある、現在融資取引の無い事業所向けの融資商品です。原則無担保・第三者保証人不要、様々な事業性資金にご利用いただけます。 ※「ご近所」の範囲については、本支店窓口にお問合せください。	7年以内	2,000万円	
ビジネスローン パワーアップ	2期以上の決算を終えている法人及び個人事業主対象の事業性資金について、無担保・第三者保証人不要でご利用いただけます。	法人の方 7年以内 個人の方 5年以内	法人の方 1,500万円 個人の方 1,000万円	
短期継続融資 「そうしんレポート」	正常運転資金のサイクルに応じた短期運転資金(1年以内)を提供するとともに、一定回数の更新を可能とし資金繰りの安定化を図ります。	1年以内 (最大5年間までの更新可能)	2,000万円 (平均月商3か月以内)	
あぐり 5000	3期以上の決算を終えている認定農業者(法人・個人)の方々を対象とした担保・第三者保証人不要のローンです。	1年以上7年以内 (うち据置1年間を含む)	5,000万円	
個人ローン	暮らしに必要な様々な資金にご利用いただけます。	3か月以上10年以内	500万円	○
しんきん個人ローン (フリーローンタイプ)	お借換えや事業性資金を含む自由なお使いみちにご利用いただけます。	3か月以上10年以内	500万円	○
ライフサポート (フリーローンタイプ)	本人確認資料の写しでお申込みいただけます。お借換えを含む自由なお使いみちにご利用いただけます。	6か月以上10年以内	500万円	
ライフサポート (カードローンタイプ)	いざという時に安心していただけるカードローンです。運転免許証など本人確認書類の写しでお申込み可能です。 ※所得証明書が必要になる場合がございます。	5年(契約期間)	50万円以上500万円以内 (ご融資極度額)	○
パールレディカードローン プチドリーム	女性専用カードローンです。本人確認書類の写しで簡単にお申込みいただけます。 ※所得証明書が必要になる場合がございます。	5年(契約期間)	50万円以上500万円以内 (ご融資極度額)	○
カードローン 「やりくり上手」	いざというときに、全国の信用金庫ATM等でご利用いただける、便利なカードローンです。利用された額に応じて返済額が決まる「残高スライド返済方式」なので、無理なくご返済いただけます。	3年(契約期間)	10万円以上300万円以内 (ご融資極度額)	○
カーライフプランⅠ	新車購入から車検費用まで、車に関する幅広い資金にご利用いただけます。	3か月以上10年以内	1,000万円	○
教育ローンⅠ	学校等の入学にかかる費用、学費・教材購入やその他付帯費用等にご利用いただけます。	3か月以上16年以内	1,000万円	○
おまとめローンⅠ	各種ローンおまとめ資金と50万円までのお使いみち自由な資金を合わせてご利用いただけます。	1年以上7年以内	300万円	
リフォームプラン	ご自宅の増改築資金に関するローンです。	3か月以上15年以内	1,000万円	
住宅ローン	住宅の新築、増改築資金・土地及びマンション購入、住宅ローン借換え等にご利用いただけます。	35年以内	1億円	
無担保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築や住宅ローン借換え等にご利用いただけます。住宅に対する担保の設定が不要です。	3か月以上20年以内	1,000万円	
そうしん借換上手 (借換専用住宅ローン)	他金融機関の住宅ローン等の借換専用資金としてご利用いただけます。	35年以内	3,000万円	
そうしん リ・バース60	60歳以上の方を対象にリバースモーゲージ型住宅ローンの仕組みを活用した元本返済据置型の住宅ローンです。	窓口にご相談ください	窓口にご相談ください	

※融資ご利用に当たってのご注意

*各商品について担保を要するもの、あるいは保証会社の保証を要するもの、または保証人を要するものがございますので、条件等につきましては窓口でおたずねください。

業務内容・取扱商品のご案内

信託代理・相談業務

鹿児島相互信用金庫は、金融の自由化やお客さまのニーズの多様化が進むなか、より一層のサービスの拡充をめざして、「信金中央金庫の代理店として信託業務の取扱い」・「年金相談会」に取り組んでおります。

サービス名	サービスの内容
信託代理店業務	合同運用金銭信託(相続信託、暦年信託)の窓口となっております。
年金相談	県内各支店で専門の担当者が相談会を開催し、基本的なご質問・ご相談にお答えします。

証券業務

鹿児島相互信用金庫は、お客さまの資産形成にお役に立てるよう、預金の他に国債・投資信託・私募債を取扱っております。有利で便利な商品サービスを提供し、お客さまのニーズに積極的に取り組んでまいります。

サービス名	サービスの内容
国債の窓口販売	長期利付国債・中期利付国債・個人向け国債を販売しております。
投資信託の窓口販売	お客さまの資産運用ニーズにお応えする幅広いタイプの投資信託を品揃えしています。投信インターネットサービスも行っております。詳しくは当金庫のホームページをご覧ください。
私募債の受託業務	私募債の受託業務を通じ、法人のお客さまの資金調達をお手伝いします。

国際業務

鹿児島相互信用金庫は、中小企業の皆さまの海外とのお取引や個人の皆さまの海外へのご旅行、ビジネスをお手伝いするため外国為替業務を行っております。さらに、地域の皆さまの国際化の一助として平成2年より毎年海外トレードミッションTOBO会を開催しております。

サービス名	サービスの内容	
貿易取引	輸入	輸入信用状(L/C)の発行、輸入手形の決済、輸入ユーザンスの供与等の業務を行っております。
	輸出	輸出手形の買取・取立等の輸出金融業務を行っております。
外国為替関連保証	スタンドバイ・クレジットの発行、入札保証等の業務を行っております。	
インパクトローン	外貨建事業資金のご融資です。お使い道が自由で為替リスクヘッジなどにご利用できます。	
外国送金	海外への送金、海外からの送金の受取りの業務を行っております。	
外貨預金	外貨建でお預かりする預金で、外貨普通預金・外貨定期預金を取扱っております。	
外貨両替	外国通貨の売買を行っております。	
外貨宅配サービス	世界31通貨の現金をご自宅、勤務先までお届けします。	
貿易相談窓口	海外との取引等について、海外トレードミッションで培ったノウハウで適切なアドバイスを行っております。	
海外進出支援	新たに海外進出を計画している、又は既に進出しているお客さまへの海外ビジネス支援を行っております。	
海外トレードミッション(TOBO会)	企業のグローバル化、輸出入、外国人材活用など様々なミッションを行っております。	
海外販路開拓	海外での商談会やバイヤーとのマッチングなどを行っております。	
外国人材の活用	技能実習や専門人材の活用についてのアドバイスを行っております。	

その他の業務

サービス名	サービスの内容
代理業務	日本銀行歳入代理店・地方公共団体の公金取扱業務等
保険窓販業務	住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行保険・定期保険・一時払終身保険・がん保険・医療保険・傷害保険・企業総合賠償責任保険
スポーツ振興くじ払戻業務	サッカーくじ当選金払戻し
確定拠出年金業務	個人型年金の運用関連業務

信用金庫と信金中央金庫

信金中央金庫～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

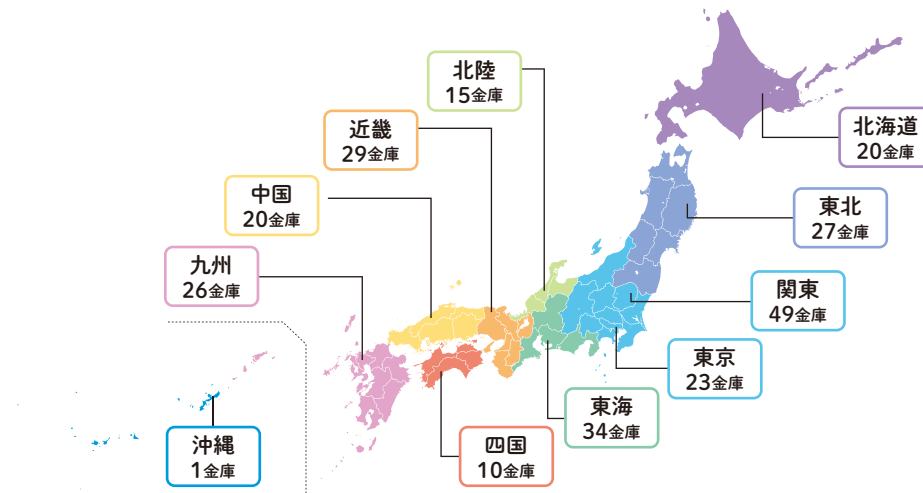
さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



信用金庫業界のネットワーク(2022年3月末時点)

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、899万人を超える会員と158兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。



業務内容・取扱商品のご案内

サービス業務

● 国内為替取扱手数料一覧表

			同一店内	当庫本支店間	他行間	
お振込	振込手数料 ・窓口扱(電信扱)(文書扱) ・テレホンバンキング	3万円未満1件につき	110円	330円	660円	
		3万円以上1件につき	会 員	220円	550円	880円
			非会員	330円		
	EBによる振込手数料	3万円未満1件につき	無 料	110円	275円	
		3万円以上1件につき		330円	440円	
	ATMによる振込手数料	カード	3万円未満1件につき	55円	110円	330円
3万円以上1件につき			110円	220円	550円	

		手形・小切手等	自 店	同一交換内	本支店	他 行
代金取立	お預り1枚につき	普通扱	220円	220円	440円	660円
		至急扱		(直送) 660円	880円	880円
	ご入金1枚につき		無 料	220円		

その他の手数料	送金・振込の組戻・返却料	1件につき	1,100円
	取立手形組戻料	1枚につき	660円
	取立手形店頭呈示料	1枚につき	660円 (但し660円を超える費用を要する場合はその実費とします)
	不渡手形返却料	1枚につき	660円
	異議申立手数料	1枚につき	2,200円

※記載の金額には10%の消費税が含まれています。

※EBとは、インターネット、パソコンバンキングサービス等のことです。

※同一店内とは自店にある預金口座(普通預金・当座預金・その他)に通帳又は入金帳(普通預金・当座預金)なしで入金することです。

(令和4年7月末現在)

その他のサービス業務

小切手・手形用紙発行手数料

手形の種類	発行単位	金額
小切手帳	1冊(50枚)	660円
約束手形帳	1冊(50枚)	880円
為替手形帳	1冊(25枚)	660円
マル専手形用紙	1枚につき	550円

※小切手帳・約束手形帳の署名判登録の場合は1回につき、登録手数料5,500円がかかります。

※マル専手形用紙は発行のつどマル専手形口座開設手数料3,300円がかかります。

各種発行手数料

区分	発行単位	金額
自己宛小切手発行	1枚につき	550円
残高証明書発行	1通につき	制定用紙 440円 制定外用紙1,100円
融資証明書発行	1通につき	2,200円
通帳・証書再発行	1冊(1通)につき	1,100円
ICキャッシュカード発行	1枚につき	1,100円
生体認証ICキャッシュカード 生体情報登録料	1枚につき	550円
磁気キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円
ICキャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円
生体認証ICキャッシュカード 生体情報再登録料	1枚につき	550円
株式・出資払込金 保管証明書発行手数料	1通につき	3,300円

口座振替による自動支払

各種公共料金、クレジット代金等

EBサービス

インターネットバンキングサービス・パソコンバンキングサービス・テレホンバンキングサービス・アンサーサービス・しんきんバンキングアプリ

CD・ATM利用手数料

カード	営業時間						
	7:00	8:00	8:50	18:00	21:00	23:00	
当金庫及び他信金の キャッシュカード利用	平日		110円	無料	110円		
	土・日・祝日			110円			
他行の キャッシュカード利用	平日		220円	110円	220円		
	土・日・祝日			220円			

●当金庫が南日本銀行、鹿児島信用金庫、奄美大島信用金庫と共同設置した店舗外のCD・ATMの時間中(8:50～18:00)の利用料は無料です。

当金庫のキャッシュカードをお持ちのお客さまは、以下のコンビニATMをご利用いただけます。

セブン-イレブン

- 平日/0:00～24:00(手数料110円)
- 土曜/0:00～22:00(手数料110円)
- 日曜/8:00～24:00(手数料110円)
- ATM設置店により営業時間が異なる場合がございますので、ご確認ください。
- 法人カードはご利用いただけません。

ローソン

- 平日/8:45～18:00(手数料110円)
- その他の時間/手数料220円
- ATM設置店により営業時間が異なる場合がございますので、ご確認ください。
- 南日本銀行が設置するコンビニATMは、平日の時間中(午前8時45分～午後6時)は無料でご利用いただけます。その他のATMでは金融機関所定の手数料がかかります。

詳しくはホームページをご覧ください。

(令和4年7月末現在)

自動受取

給与振込、各種年金振込等

現金自動設備設置台数

ATM……………98台

貸金庫利用手数料

	年間手数料
本店貸金庫 (大きさによって金額が異なります)	小型5,940円から大型16,500円まで 各種ございます。
支店貸金庫	小型5,280円から大型9,900円まで 各種ございます。

夜間金庫利用手数料

1か月手数料	1契約について2,200円
--------	---------------

キャッシュカードサービス

全国金融機関キャッシュカード

キャッシングサービス

VISAカード・JCBカード・UCカード・ジャックスカード・セゾンカードなどのクレジットカード等によるキャッシングサービスをご利用できます。

その他サービス

リースのご案内・しんきんふれ愛ネット情報サービス・手形・小切手署名判印刷サービス・フリーダイヤルサービス(☎0120-197-005)デビットカードサービス・鹿児島島ネットサービス(口座振替)・為替自動振込・ネット口座振替受付サービス・しんきん電子マネーチャージサービス、でんさいネットサービス・しんきん自動集金サービス

業務内容・取扱商品のご案内

お勧め商品

子育て応援プラン

子育て家庭の支援活動として、お子様の人数に応じて「貯める」「借りる」それぞれ4つのプランでサポートいたします。



・お取扱期間／令和4年4月1日～令和5年3月31日

- ①ハローキッズ元気積金
(最大0.1%金利上乗せ)
- ②“子育てですくすく応援”プラン
(ローン商品最大0.1%金利優遇)
- ③“子育て応援”住宅プラン
(住宅ローン0.1%金利優遇)

そうしんライフサポート

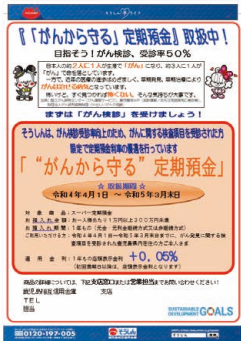
お使いみち自由(事業性資金は除く)でパソコン・スマホによりWEBで仮審査をお申し込いただけます。運転免許証などの写しでお申込が可能です。



- ①カードローンタイプ
 - ・対象者／満20歳以上65歳以下、安定した収入のある方
 - ・土日祝日ATMにて出金可能
 - ※所得証明が必要になる場合がございます。
- ②フリーローンタイプ
 - ・対象者／満20歳以上最終返済時期76歳未満で安定した収入のある方

「がんから守る」定期預金

当金庫は鹿児島県と「鹿児島県がん対策推進企業等連携協定」を締結し、がん対策推進企業として、がん検診を受診された方を対象に、特別金利の「がんから守る」定期預金を提供する等、がんの早期発見をはじめとした取り組みを積極的に進め、県民の健康的な生活の実現を目指しています。



・お取扱期間／令和4年4月1日～令和5年3月31日

- ・対象者／令和4年度内に、がん発見に関する検診を受診された方
- ・お預入金額／お一人様あたり1万円以上300万円未満(1万円単位)
- ・適用金利／1年ものスーパー定期預金の店頭表示金利に+0.05%(税引前)

Web完結ローン

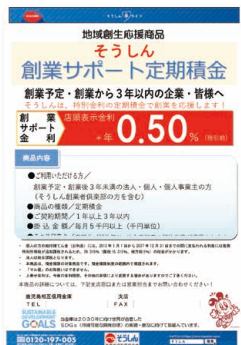
しんきん個人ローン(フリーローンタイプ)、ライフサポート(カードローンタイプ)、事業資金専用そうしんパワーアップⅡ、カーライフプランについては、パソコン、タブレット、スマートフォンでお申込み、ご契約まで完了できるWeb完結ローンがご利用になれます。



- ※以下の項目のいずれかに該当する場合、契約手続きにはご来店が必要です。
- ・当金庫の普通預金口座をお持ちでない方。
 - ・顔写真付の本人確認書(運転免許証・パスポートのいずれか)をお持ちでない方。
 - ・記載内容の変更手続きが済んでいない方。
 - ・当金庫にお届けいただいている「住所」「氏名」「電話番号等」に変更がある方。
 - ・E-mailアドレスの登録がない方。

創業サポート定期積金

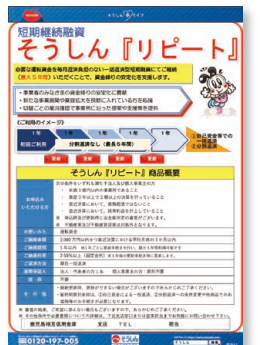
創業予定者の開業資金や創業から3年以内の事業所の事業資金の準備をサポートし、安定した経営のお手伝いをいたします。



- ・対象者／創業予定・創業後3年以内の法人・個人・個人事業主の方(そうしん創業者倶楽部の方を含む)
- ・上乗せ金利／店頭表示金利+年0.5%(税引前)
- ・お預入期間／1年以上3年以内
- ・掛入金額／5,000円以上(1,000円単位)

短期継続融資「そうしんリピート」

中小事業所の方々に正常運転資金のサイクルに応じた短期運転資金(1年以内)を提供するとともに、一定回数更新を可能とし資金繰りの安定化を図ります。



- ・対象者／年商3億円以内かつ、業歴3年以上で2期以上の決算(確定申告)を実施している事業所(業種基準等条件がございます)
- ・ご融資金額／2,000万円以内かつ直近決算における平均月商の3か月以内
- ・ご融資利率／2.50%+αの固定金利
- ・ご融資期間／1年以内(最長5年間の継続更新が可能)

※上記のほかにも必要書類、諸条件等がございます。営業店までお問合せください。また、条件によっては、ご希望に添えない場合がございますので、その際はご了承ください。

サークル活動

軟式野球部
Rubber-ball
baseball



マラソン
同好会
Marathon



バレーボール
同好会
Volleyball



ボート部
Boat



ラグビー部
Rugby



如水会
(釣同好会)
Fishing



サッカー部
Soccer



卓球部
Table
tennis



音楽同好会
Music



テニス部
Tennis



当金庫の動き		一般社会の動き	
国分支店および単人支店を移転	令和4年3月		
西原支店を鹿屋支店内に移転	令和3年4月		
創立90周年	令和3年2月		
東郷出張所を大小路支店内に移転	令和2年10月		
預金量6,000億円突破	令和2年7月		
	令和2年4月	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令	
脇本代理店を阿久根支店に統合	令和2年2月		
	令和元年10月	消費税率10%へ	
「野田支店」新築移転オープン	平成31年2月		
「加治木支店」新装オープン	平成30年5月		
「隈之城支店」新装オープン	平成29年1月		
	平成28年1月	マイナンバー制度開始	
「大崎支店」新装オープン	平成27年1月		
	平成26年4月	消費税率8%へ	
「そうプラザあらた」オープン 鴨池出張所を荒田支店に統合	平成25年11月		
ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証取得	平成25年6月	富士山世界文化遺産登録	
「そうプラザ いずみ」オープン	平成24年4月		
「高見馬場支店」新装オープン	平成24年4月		
鹿児島市与次郎一丁目 新本部ビル落成	平成23年7月		
預金量5,000億円突破	平成23年4月		
	平成23年3月	東日本大震災 九州新幹線全線開業	
創立80周年	平成23年2月		
「原良支店」環境配慮型店舗 として新築移転オープン	平成21年11月		
	平成20年9月	リーマンショック	
	平成19年10月	ゆうちょ銀行設立	
「吉野支店」新築移転オープン	平成18年11月		
	平成18年7月	鹿児島県北部豪雨災害	
	平成16年3月	九州新幹線開業	
川内信用金庫と合併	平成16年2月		
	平成15年3月	イラク戦争	
新人事制度の導入	平成14年3月		
	平成13年9月	米国同時多発テロ事件	
創立70周年	平成13年2月		
リサイクルシステム運営開始	平成13年2月		
本部LAN開始	平成11年3月		

当金庫の動き		一般社会の動き	
	平成11年1月	ユーロ(欧州統一通貨)スタート	
投信窓販業務開始	平成10年12月		
	平成10年2月	長野オリンピック開催	
	平成9年7月	香港、中国へ返還	
インターネットに ホームページ開設	平成8年6月		
	平成7年3月	地下鉄サリン事件発生	
	平成7年1月	阪神淡路大震災発生	
私募債募集と管理業務開始	平成6年6月		
	平成5年8月	8・6豪雨災害、鹿児島を襲う	
本店増築落成	平成4年11月		
テレビコマーシャル開始	平成4年9月		
	平成4年8月	不況深刻化、 大型景気対策を發動	
	平成3年12月	ソ連邦消滅	
創立60周年	平成3年2月	湾岸戦争(1月~2月) 多国籍軍勝利	
預金量4,000億円突破	平成2年12月		
公益信託「そうしんまちづくり 振興基金」を創設	平成2年10月		
	平成2年8月	イラク、クウェート侵攻	
外国為替業務本店で 取扱い開始	平成元年10月		
	平成元年4月	消費税実施	
	昭和64年1月	昭和天皇崩御	
預金量3,000億円を突破	昭和63年12月		
第3次オンラインスタート	昭和63年5月		
	昭和63年3月	青函トンネル開通	
	昭和62年4月	国鉄民営化	
預金量2,000億円突破	昭和59年12月		
	昭和59年11月	千円・5千円・1万円の 新札発行	
創立50周年	昭和56年2月		
外貨両替業務開始	昭和53年5月	成田空港開港	
預金量1,000億円突破	昭和50年12月		
普通預金オンライン開始	昭和50年11月		
	昭和50年7月	沖縄海洋博覧会開催	
コンピューターFACOM 230-25導入	昭和45年6月		
	昭和45年3月	日本万国博覧会開催	
日本銀行との当座取引開始	昭和42年6月		
	昭和42年4月	鹿児島市と谷山市が合併	
	昭和39年10月	東京オリンピック開催	
預金量100億円突破	昭和39年8月		
鹿児島杉の子会発会	昭和39年1月		
新本店(現本店)新築落成	昭和38年12月		
	昭和30年9月	ニッケル50円硬貨誕生	
	昭和30年4月	アルミ1円硬貨誕生	
鹿児島企業信用金庫と合併	昭和30年1月		
信用金庫法施行により 「鹿児島相互信用金庫」と改称	昭和26年10月	ルース台風襲来	
	昭和26年4月	500円札登場	
鹿児島相互信用組合と改称	昭和25年2月		
保証責任鹿児島相互信用 購買利用組合と改称	昭和22年6月		
	昭和22年4月	6・3・3制の実施	
保証責任鹿児島相互信用 利用組合と改称	昭和10年4月		
有限責任鹿児島種苗信用 利用組合創設	昭和6年2月	金融恐慌世界に蔓延	

財務諸表

貸借対照表	42
損益計算書	43
剰余金処分計算書	43
会計監査人の監査	43
財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性を 確認した旨の代表者署名	43
退職給付制度の概要	47
退職給付債務に関する事項	47
退職給付費用に関する事項	47
退職給付債務の計算の基礎に関する事項	47

経営指標

令和3年度の事業概況	48
最近5年間の主要な経営指標の推移	49
業務粗利益、業務粗利益率	49
資金運用収支の状況	49
役員取引等収支の状況	49
その他業務収支の状況	49
業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 （投資信託解約損益を除く。）	49
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回	50
受取利息及び支払利息の増減	50
総資金利鞘	50
預かり資産残高	50
総資産利益率	50
経費の内訳	50
役職員の報酬体系について	51

預金

預金科目別残高	52
財形貯蓄残高	52
定期預金金利種別別残高	52
預金種別平均残高	52
預金者別預金残高	52
役員1人当たり・1店舗当たり預金残高	52

貸出

貸出金科目別平均残高	53
貸出金科目別残高	53
貸出金業種別残高・構成比	53
貸出金金利種別別残高	54
貸出金使途別残高	54
消費者ローン・住宅ローン残高	54
役員1人当たり、1店舗当たり貸出金残高	54
貸出金担保別残高	54
債務保証見返担保別残高	54
会員、会員外別貸出金残高	54
貸倒引当金残高	54
貸出金償却額	54
預貸率	54
特定海外債権残高	54
信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融 再生法開示債権の引当・保全状況	55

有価証券

保有有価証券の種類別残高・平均残高	56
商品有価証券の種類別残高・平均残高	56
預証率	56
公共債引受額	56
公共債ディーリング実績	56
有価証券の残存期間別残高	56

時価等情報

有価証券関係	57
デリバティブ取引関係	58
金銭の信託関係	58

為替

内国為替取扱金額	59
外国為替取扱高	59
外貨建資産残高	59
オフバランス取引の状況	59

連結財務諸表等

連結貸借対照表	60
連結損益計算書	60
連結剰余金計算書	61
事業の種類別セグメント情報	64
連結後のリスク管理債権	64

子会社等

金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	65
----------------------------	----

経営指標（連結）

直近の事業年度における事業の概況	65
5連結会計年度における主要な経営指標の推移	65

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項	66
【自己資本調達手段の概要】	67
【オペレーショナル・リスクに関する事項】	67
(2) 自己資本の充実度に関する事項	68
【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】	69
(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	70
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	70
【リスクの管理の方針及び手続きの概要】	71
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	71
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	71
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	72
【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】	72
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	72
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	72
【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	72
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	73
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	73
イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	73
ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	73
【証券化エクスポージャーに関する事項】	74
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	74
イ. 貸借対照表計上額及び時価	74
ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	74
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	74
ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	74
【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	75
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	75
(9) 金利リスクに関する事項	75
【金利リスクに関する事項】	75

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項	77
【連結の範囲に関する事項】	78
【自己資本調達手段の概要】	78
【オペレーショナル・リスクに関する事項】	78
(2) 自己資本の充実度に関する事項	79
【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】	80
(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	81
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	81
【リスクの管理の方針及び手続きの概要】	82
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	82
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	82
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	82
【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】	82
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	82
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	82
【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	82
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	82
【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	82
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	83
イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	83
ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）	83
【証券化エクスポージャーに関する事項】	83
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	83
イ. 連結貸借対照表計上額及び時価	83
ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	83
ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	83
ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	83
【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】	83
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	83
(9) 金利リスクに関する事項	83
【金利リスクに関する事項】	83
(10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるものうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	83

決算の状況

財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別	令和2年度 (令和3年3月末)	令和3年度 (令和4年3月末)
(資産の部)			
現金	金	8,490	9,637
預け	金	165,297	183,516
買入金銭債権		1,203	669
金銭の信託		300	300
有価証券		85,713	86,820
国債		7,050	10,315
地方債		38,821	34,805
社債		20,189	21,573
株式		1,511	1,928
その他の証券		18,139	18,197
貸出金		387,309	369,933
割引手形		2,057	1,612
手形貸付		17,190	16,094
証書貸付		348,890	333,154
当座貸越		19,170	19,071
外国為替		214	220
外国他店預け		187	207
取立外国為替		26	12
その他資産		3,412	3,508
未決済為替貸		116	99
信金中金出資金		2,462	2,462
前払費用		13	49
未収収益		536	552
金融派生商品		0	0
その他の資産		284	343
有形固定資産		13,159	13,443
建物		4,126	4,423
土地		7,997	7,935
リース資産		265	164
建設仮勘定		41	—
その他の有形固定資産		729	920
無形固定資産		61	62
ソフトウェア		25	26
その他の無形固定資産		36	36
前払年金費用		379	431
繰延税金資産		1,574	1,726
債務保証見返		6,203	5,836
貸倒引当金		△ 4,181	△ 4,935
(うち個別貸倒引当金)		(△ 3,253)	(△ 4,454)
資産の部合計		669,139	671,171

(単位：百万円)

科目	期別	令和2年度 (令和3年3月末)	令和3年度 (令和4年3月末)
(負債の部)			
預金積金		601,557	600,118
当座預金		4,312	4,004
普通預金		274,012	284,486
貯蓄預金		2,168	2,350
通知預金		0	0
定期預金		297,104	286,309
定期積金		17,550	16,760
その他の預金		6,408	6,205
借入金		30,000	35,000
その他負債		1,299	1,098
未決済為替借		133	139
未払費用		253	128
給付補填備金		7	5
未払法人税等		36	34
前受収益		322	276
払戻未済金		42	46
払戻未済持分		1	14
金融派生商品		0	0
リース債務		265	164
その他の負債		235	287
賞与引当金		301	294
退職給付引当金		78	48
役員退職慰労引当金		108	108
その他の引当金		292	377
再評価に係る繰延税金負債		668	654
債務保証		6,203	5,836
負債の部合計		640,509	643,537
(純資産の部)			
出資金		7,295	7,249
普通出資金		4,295	4,249
優先出資金		3,000	3,000
利益剰余金		19,694	19,871
利益準備金		4,511	4,575
その他利益剰余金		15,182	15,295
特別積立金		14,540	14,540
当期末処分剰余金		642	755
会員勘定合計		26,990	27,121
その他有価証券評価差額金		530	△ 571
土地再評価差額金		1,109	1,084
評価・換算差額等合計		1,640	513
純資産の部合計		28,630	27,634
負債及び純資産の部合計		669,139	671,171

■損益計算書

(単位：百万円)

科目	期別	令和2年度 (R2.4.1~R3.3.31)	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
経常収益		10,477	10,187
資金運用収益		9,081	8,868
貸出金利息		8,190	7,881
預け金利息		179	226
有価証券利息配当金		642	692
その他の受入利息		69	67
役員取引等収益		1,142	1,022
受入為替手数料		537	440
その他の役員収益		604	582
その他業務収益		38	77
外国為替売買益		0	13
国債等債券売却益		—	5
国債等債券償還益		0	0
その他の業務収益		37	57
その他経常収益		215	219
償却債権取立益		133	155
株式等売却益		66	50
金銭の信託運用益		—	0
その他の経常収益		15	12
経常費用		9,848	9,646
資金調達費用		126	52
預金利息		118	47
給付補填備金繰入額		6	4
借入金利息		0	—
役員取引等費用		1,128	1,119
支払為替手数料		152	113
その他の役員費用		975	1,005
その他業務費用		90	22
国債等債券売却損		15	7
国債等債券償還損		69	8
その他の業務費用		5	6
経常費用		7,343	7,017
人件費		4,608	4,401
物件費		2,543	2,347
税金		191	269
その他経常費用		1,159	1,434
貸倒引当金繰入額		576	999
貸出金償却		413	164
株式等売却損		42	—
株式等償却		0	2
金銭の信託運用損		2	24
その他の経常費用		124	243
経常利益		629	541
特別利益		109	4
固定資産処分益		—	0
その他の特別利益		109	4
特別損失		144	84
固定資産処分損		0	26
減損損失		13	58
その他の特別損失		130	—
税引前当期純利益		594	461
法人税、住民税及び事業税		83	71
法人税等調整額		156	64
法人税等合計		239	136
当期純利益		355	325
繰越金(当期首残高)		236	405
修正再表示による累積的影響額		51	—
遡及処理後繰越金(当期首残高)		287	405
土地再評価差額金取崩額		—	25
当期末処分剰余金		642	755

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	期別	令和2年度 (R2.4.1~R3.3.31)	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
当期末処分剰余金		642	755
合計		642	755
剰余金処分量		237	205
利益準備金		64	75
普通出資に対する配当金		85	42
優先出資に対する配当金		87	87
繰越金(当期末残高)		405	550

■会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人北三会計社の監査を受けております。

■財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月27日

鹿児島相互信用金庫
理事長 永倉 悦雄

決算の状況

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～39年 |
| その他 | 5年～20年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、自庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。上記以外の債権については、過去1年間又は3年間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した二次査定部会が資産査定を検証し、さらに自己査定検証部会が検証した自己査定結果に基づいて引当金額を算定しております。算定した引当金額についてリスク管理部が検証し監査部が監査を行い、上記の引当を実施しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,851百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から費用処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,732,930百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額 | ▲84,957百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月分)
- 0.6394%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金55百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
12. その他の引当金は、睡眠預金引当金、責任共有制度引当金であります。

13. 睡眠預金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 役員取引等収益は、役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約上、年度を跨いだ収益の発生はなく、また履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
18. 計上見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|------------------------------------|----------|
| 貸倒引当金 | 4,935百万円 |
| 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。 | |
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- また、一般貸倒引当金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した予防的引当金として22百万円を計上しております。対象先は、新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を実施した先のうち、簡易査定先をグルーピングしており、算出方法は、債務者区分が正常先の場合、総与信額に要注意先の実績率から正常先の実績率を差し引いたものを掛けて算出し、債務者区分が要注意先の場合、未保全額に破綻懸念先の実績率から要注意先の実績率を差し引いたものを掛けて算出しております。
- | | |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 1,726百万円 |
|--------|----------|
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- なお、繰延税金資産の主な発生原因は39.に記載しております。
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- | | |
|---|-----------|
| 子会社等の株式又は出資金の総額 | 13百万円 |
| 子会社等に対する金銭債権総額 | 5百万円 |
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 17百万円 |
| 有形固定資産の圧縮記帳額 | 9,806百万円 |
| 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。 | 748百万円 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,828百万円 |
| 危険債権額 | 25,808百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 736百万円 |
| 合計額 | 28,374百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、30百万円であります。
26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,612百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	36,803百万円
担保資産に対応する債務	借入金	35,000百万円

日本銀行における「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」への参加による借入金

上記のほか、為替決済、日銀歳入及び日銀当座貸越、市税収納保証等の取引の担保として定期預金10,006百万円、有価証券1,499百万円を差し入れております。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び同条第4号に定める地方税法（固定資産税評価額）と地価税法（路線価等）に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,175百万円

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募「金融商品取引法第2条第3項」による社債に対する当金庫の保証債務の額は130百万円であります。

30. 出資1口当たりの純資産額 2,888円29銭

31. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会において資産及び負債の総合的管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会、リスク管理委員会、理事会が開催され、審議・報告が行われております。さらに与信管理の状況については、融資部、企業サポート部、リスク管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程において、資産・負債の構成内容を総合的に管理し、その最適組み合わせを実現し、適正利益を安定的に確保するために経営全般に亘る具体的方策を決定することとしており、必要ある場合は理事会に付議・報告することとしております。

リスク管理部において統合的リスク管理表によるリスク量の計量化を行うとともに、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の監督の下、余裕資金運用基準等に基づき行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式等の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5項二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は8,574百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領により、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	183,516	183,854	337
(2) 買入金銭債権	669	669	△0
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,414	6,442	28
其他有価証券	79,895	79,895	—
(4) 貸出金（*1）	369,933		
貸倒引当金（*2）	△4,905		
	365,027	359,362	△5,665
金融資産計	635,523	630,224	△5,299
(1) 預金積金	600,118	600,149	31
(2) 借入金	35,000	35,000	—
金融負債計	635,118	635,149	31

（*1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に信金中金定期預金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から35.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、割引手形・手形貸付・当座貸越については残存期間が短期間であるため貸出金計上額

④ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率（過去3ヶ月の新規実行金利の実績値平均）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、過去3ヶ月の新規預入金利の実績値平均の利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

決算の状況

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	—
関連法人等株式(*1)	5
非上場株式(*1)(*2)	505
信金中金出資金(*1)	2,462
合計	2,973

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	68,516	110,000	5,000	—
有価証券	7,885	14,271	23,934	32,688
満期保有目的の債券	5,614	799	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	2,271	13,471	23,934	32,688
買入金銭債権	—	500	169	—
貸出金(*)	39,495	49,543	98,648	135,756
合計	115,896	174,315	127,753	168,444

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	589,036	11,081	—	—
借入金	35,000	—	—	—
合計	624,036	11,081	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「外国証券」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	6,214	6,241	27
	社債	200	200	0
	外国証券	—	—	—
	小計	6,414	6,442	28
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		6,414	6,442	28

その他の有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	905	714	190
	債券	19,655	19,551	104
	国債	100	100	0
	地方債	9,933	9,875	58
	社債	9,621	9,576	45
	その他の証券	9,180	8,716	463
小計	29,741	28,983	758	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	512	624	△112
	債券	40,624	41,326	△702
	国債	10,215	10,621	△405
	地方債	18,657	18,853	△196
	社債	11,751	11,851	△99
	その他の証券	9,016	9,555	△539
小計	50,153	51,507	△1,353	
合計		79,895	80,490	△595

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	76	50	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他の証券	137	5	△7
合計	213	56	△7

35. 減損処理を行った有価証券

売却目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は2百万円(うち株式2百万円)であります。減損処理基準 時価のある有価証券につきましては、期末日の時価の下落率が50%以上の場合は、すべて減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満の著しい下落については、回復の可能性があると思われる銘柄を除いて減損処理を行っております。時価を把握することが極めて困難と認められる株式につきましては、期末日の実質価額が当該株式を取得した時のそれと比較して50%程度以上下落した場合は減損処理を行っております。

36. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	300	—

37. 満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は48,294百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが35,083百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,618百万円
退職給付引当金	433百万円
未収利息	65百万円
賞与引当金	82百万円
その他	566百万円
繰延税金資産小計	5,766百万円
評価性引当額	△3,919百万円
繰延税金資産合計	1,847百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	120百万円
繰延税金負債合計	120百万円
繰延税金資産の純額	1,726百万円

40. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は固定資産が82百万円減少、その他の資産が56百万円増加、物件費が173百万円減少、役員取引等収益が101百万円減少、役員取引等費用が32百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

41. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合せて表示しております。

損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額27円87銭
 3. その他の経常収益について
 その他の経常収益には、時効預金繰入額8百万円、不祥事弁済分4百万円を含んでおります。
 4. その他の経常費用について
 その他の経常費用には、時効預金払戻額136百万円、睡眠預金引当金91百万円、責任共有制度負担金13百万円、コロナ対応消毒費用1百万円を含んでおります。
 5. その他の特別利益について
 その他の特別利益には、備蓄品等受贈益4百万円を含んでおります。
 6. 減損損失について
 減損損失には、旧国分支店43百万円、旧隼人支店14百万円を含んでおります。
 7. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を採用しています。
 また、複数の信用金庫等により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）、全国信用金庫厚生年金基金にも加入しております。

■退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
退職給付債務(A)	3,100,675	3,093,084
年金資産(B)	3,743,260	3,886,967
前払年金費用(C)	△379,700	△431,115
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	△341,781	△410,941
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	78,896	48,173

■退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
勤務費用(A)	487,727	473,355
利息費用(B)	8,245	11,446
期待運用収益(C)	△78,071	△93,581
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△27,036	△35,721
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	390,865	355,498

■退職給付債務の計算の基礎に関する事項

	令和2年度	令和3年度
(1) 割引率(確定給付企業年金)	0.40%	0.56%
割引率(退職金)	0.33%	0.48%
(2) 長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

経営指標

■令和3年度の事業概況

1. 金融経済環境

世界経済は、コロナ禍の継続による経済活動の大幅低下や、エネルギー価格の上昇やサプライチェーンに影響された物資不足によるインフレの進展、米国の利上げがもたらす国際金融市場への影響、ロシアのウクライナ侵攻による地政学的緊張など、さまざまな懸念材料もあり、状況を注視する必要があります。

日本経済についても、公的支出による経済下支えの下、情報化・環境対策関連をはじめとする設備投資に成長への期待がかかるものの、引き続き感染症による影響、供給面での制約や原材料価格の動向、人口減少による個人消費縮小への不安など、下振れリスクに注意が必要です。

県内経済は、鹿児島市を中心とする大型施設の建設や奄美群島の世界自然遺産登録等による観光産業への好影響、令和5年開催予定のかごしま国体などの好材料はあるものの、コロナ感染症の長期化が消費活動の停滞を招くことで、飲食業や宿泊業に影響を与え、資材の高騰や人手不足等を踏まえると、依然として厳しい環境が続くと考えられます。

2. 預積金残高・貸出金残高

令和3年度の預積金については、実質無利子・無担保（いわゆるゼロゼロ）融資や各種給付金等の滞留に加え、金利低下により定期性預金の魅力が薄れたことから、要求払預金は増加したものの、期末残高は前期比1,439百万円減少し600,118百万円となりました。また、貸出金については、コロナ禍における社会経済活動の制限による資金需要の減退やゼロゼロ融資の据置期間終了に伴う返済の開始等により期末残高は同比17,376百万円減少し、369,933百万円となりました。

3. 損益状況

収益面では、長期化する低金利政策の影響等による貸出金利回りの低下により、貸出金利息が減少したこと等から経常収益が同比290百万円減少し、物件費や人件費の減少により経常費用は同比202百万円減少したものの、経常利益は同比88百万円減少の541百万円、当期純利益は同比30百万円減少の325百万円となり、減収減益となりました。

4. 今後の課題

令和4年度は新中期計画の2年目として、業務運営方針の基本テーマに「コミュニケーションで信頼を深め、一步前に踏み出そう」を掲げました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済活動の停滞、原材料価格の高騰等、地域経済を取り巻く環境は厳しさを増していますが、役職員間における密接なコミュニケーションにより「そうしん」としての使命を共有するとともに、お取引先とも積極的なコミュニケーションを通じて信頼関係の構築に努めてまいります。それにより、お取引先の課題に応じたきめ細かい本業支援を実施するとともに、地域創生、SDGsに取り組みます。また、内部的には持続可能な経営基盤を確立するため、生産性向上、業務効率化を進めると同時に、店舗政策の工夫や人員の適正かつ効率的な配置を進め、金融サービスの維持・向上を図ってまいります。

地域社会や中小企業を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想されますが、このような時代だからこそ、地域の皆さまによって構成される信用金庫として役割を発揮してまいります。

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成29年度 (平成30年3月末)	平成30年度 (平成31年3月末)	令和元年度 (令和2年3月末)	令和2年度 (令和3年3月末)	令和3年度 (令和4年3月末)
経常収益	12,808	11,853	11,030	10,477	10,187
経常利益	1,230	558	433	629	541
当期純利益	1,011	458	265	355	325
預金積金残高	556,928	562,585	562,616	601,557	600,118
貸出金残高	376,440	371,737	373,445	387,309	369,933
有価証券残高	88,744	74,981	74,976	85,713	86,820
出資総額	4,409	6,377	7,335	7,295	7,249
うち普通出資	4,409	4,377	4,335	4,295	4,249
うち優先出資	—	2,000	3,000	3,000	3,000
出資総口数	8,819 千口	9,755 千口	10,171 千口	10,091 千口	9,998 千口
うち普通出資	8,819 千口	8,755 千口	8,671 千口	8,591 千口	8,498 千口
うち優先出資	— 千口	1,000 千口	1,500 千口	1,500 千口	1,500 千口
出資に対する配当金 (出資1口当たり)					
普通出資	10 円	10 円	10 円	10 円	5 円
優先出資	— 円	58 円	58 円	58 円	58 円
役員数	18 人	17 人	17 人	17 人	17 人
うち常勤役員数	11 人	10 人	10 人	11 人	11 人
職員数	650 人	634 人	606 人	576 人	574 人
会員数	90,689 人	90,040 人	89,480 人	87,657 人	86,158 人
純資産額	24,681	26,928	27,107	28,630	27,634
総資産額	594,690	600,599	599,426	669,139	671,171
単体自己資本比率	7.34 %	7.40 %	7.66 %	7.80 %	7.92 %

■業務粗利益、業務粗利益率

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度
業務粗利益	8,916	8,774
資金運用収支	8,955	8,816
役務取引等収支	13	△96
その他の業務収支	△52	54
業務粗利益率	1.42	1.35

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■資金運用収支の状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	9,081	8,868
資金調達費用	126	52
資金運用収支	8,955	8,816

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度60千円、令和3年度24千円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■役務取引等収支の状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	1,142	1,022
受入為替手数料	537	440
その他の受入手数料	604	582
役務取引等費用	1,128	1,119
支払為替手数料	152	113
その他の支払手数料	830	858
その他の役務取引等費用	145	146
役務取引等収支	13	△96

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■その他業務収支の状況

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
その他業務収益	38	77
外国為替売却益	0	13
国債等債券売却益	0	5
国債等債券償還益	0	0
その他の業務収益	37	57
その他業務費用	90	22
国債等債券売却損	15	7
国債等債券償還損	69	8
その他の業務費用	5	6
その他業務収支	△52	54

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	1,692	2,226
実質業務純益	1,601	1,778
コア業務純益	1,686	1,788
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,665	1,740

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示しております。

決算の状況

■資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：百万円、%)

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	625,715	9,081	1.45	649,832	8,868	1.36
うち貸出金	386,281	8,190	2.12	381,297	7,881	2.06
うち預け金	154,446	179	0.11	177,153	226	0.12
うち買入金銭債権	1,217	3	0.30	1,112	3	0.29
うち有価証券	81,078	642	0.79	87,654	692	0.78
資金調達勘定	615,651	126	0.02	640,167	52	0.00
うち預金積金	595,729	125	0.02	606,207	52	0.00
うち借入金	20,222	0	0.00	34,260	0	0.00

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度560百万円、令和3年度410百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度300百万円、令和3年度300百万円)及び利息(令和2年度60千円、令和3年度24千円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	272	△651	△379	11	△224	△212
うち貸出金	218	△300	△82	△77	△231	△308
うち預け金	34	—	34	31	15	47
うち買入金銭債権	1	0	1	0	0	0
うち有価証券	20	△351	△330	58	△8	50
支払利息	84	△196	△111	45	△119	△74
うち預金積金	1	△113	△112	45	△119	△73
うち借入金	83	△82	0	0	—	0

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■総資金利鞘

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.45	1.36
資金調達原価率	1.20	1.10
総資金利鞘	0.25	0.26

■総資産利益率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.09	0.08
総資産当期純利益率	0.05	0.04

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返を除く)}} \times 100$

■預かり資産残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
投資信託	1,071	1,158
個人年金保険	6,469	5,350
個人向け国債	1,197	1,006
合計	8,737	7,514

■経費の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
人件費	4,608	4,401
物件費	2,543	2,347
税金	191	269
合計	7,343	7,017

■役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	146

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」134百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

決算の状況

預 金

■預金科目別残高

(単位：百万円、%)

	当座預金	普通預金	通知預金	定期預金	定期積金	外貨預金	その他	合 計
令和2年度 (構成比)	4,312 (0.72)	274,012 (45.55)	0 (0.00)	297,104 (49.39)	17,550 (2.92)	128 (0.02)	8,451 (1.40)	601,557
令和3年度 (構成比)	4,004 (0.67)	284,486 (47.41)	0 (0.00)	286,309 (47.71)	16,760 (2.79)	64 (0.01)	8,495 (1.42)	600,118

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

令和2年度	361
令和3年度	363

■定期預金金利種類別残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
固 定 金 利 定 期 預 金	297,088	286,293
変 動 金 利 定 期 預 金	16	16
そ の 他	—	—
合 計	297,104	286,309

■預金種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
流 動 性 預 金	268,082	289,863
うち 有 利 息 預 金	250,355	266,690
定 期 性 預 金	325,203	313,893
うち 固 定 金 利 定 期 預 金	325,187	296,896
うち 変 動 金 利 定 期 預 金	16	16
そ の 他	2,444	2,451
計	595,729	606,207
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	595,729	606,207

■役職員1人当たり・1店舗当たり預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
役職員1人当たり預金残高	1,024	1,025
1店舗当たり預金残高	10,553	10,528

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	個人	法人	金融機関	公金	合 計
令和2年度 (構成比)	395,143 (65.69)	189,508 (31.50)	1,523 (0.25)	15,380 (2.56)	601,557
令和3年度 (構成比)	398,292 (66.37)	182,606 (30.43)	959 (0.16)	18,258 (3.04)	600,118

貸出

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合計
令和2年度	2,443	18,854	344,989	19,993	386,281
令和3年度	1,752	15,646	345,112	18,786	381,297

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■貸出金科目別残高

(単位：百万円)

	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合計
令和2年度	2,057	17,190	348,890	19,170	387,309
令和3年度	1,612	16,094	333,154	19,071	369,933

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	510	26,767	6.91	506	24,822	6.70
農業、林業	463	4,980	1.28	437	5,000	1.35
漁業	220	12,806	3.30	210	12,296	3.32
鉱業、採石業、砂利採取業	17	2,493	0.64	14	2,391	0.64
建設業	1,486	41,924	10.82	1,462	39,619	10.70
電気・ガス・熱供給・水道業	148	11,814	3.05	150	11,551	3.12
情報通信業	33	1,236	0.31	34	1,036	0.28
運輸業、郵便業	215	13,705	3.53	208	12,772	3.45
卸売業、小売業	1,384	38,326	9.89	1,313	35,414	9.57
金融業、保険業	60	2,555	0.65	53	2,515	0.67
不動産業	801	61,777	15.95	765	58,564	15.83
物品賃貸業	33	1,494	0.38	31	1,310	0.35
学術研究、専門・技術サービス業	175	4,234	1.09	170	4,121	1.11
宿泊業	110	7,229	1.86	110	7,875	2.12
飲食業	666	10,192	2.63	644	9,753	2.63
生活関連サービス業、娯楽業	380	10,866	2.80	373	10,617	2.86
教育、学習支援業	39	3,988	1.02	38	4,037	1.09
医療・福祉	391	22,778	5.88	397	22,586	6.10
その他のサービス	591	13,263	3.42	575	12,718	3.43
小計	7,722	292,435	75.50	7,490	279,006	75.42
地方公共団体	18	13,826	3.56	20	12,543	3.39
個人(住宅・消費・納税資金等)	24,931	81,047	20.92	23,659	78,383	21.18
合計	32,671	387,309	100.00	31,169	369,933	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

決算の状況

■貸出金利種別残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
固定金利貸出金	182,930	177,206
変動金利貸出金	204,379	192,727
合計	387,309	369,933

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	
設備資金	残高	197,589	191,164
	構成比	51.01	51.68
運転資金	残高	189,720	178,769
	構成比	48.98	48.32
合計	387,309	369,933	

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
消費者ローン	33,624	31,286
住宅ローン	39,455	39,785

■役職員1人当たり、1店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
役職員1人当たり貸出金残高	659	632
1店舗当たり貸出金残高	6,794	6,490

■貸出金担保別残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	2,045	1,785
有価証券	—	—
不動産	8,130	7,050
不動産	90,378	86,382
その他	268	252
信用保証協会・信用保険	83,369	78,816
保証	179,230	173,391
信用	23,885	22,254
合計	387,309	369,933

■債務保証見返担保別残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	216	223
有価証券	—	—
不動産	546	500
不動産	3,092	2,802
その他	—	—
信用保証協会・信用保険	37	30
保証	2,282	2,246
信用	26	32
合計	6,203	5,836

■会員、会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
会員	362,572	348,183
会員外	24,737	21,750
合計	387,309	369,933

■貸倒引当金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
一般貸倒引当金 (対前年増減)	928 (△91)	481 (△447)
個別貸倒引当金 (対前年増減)	3,253 (416)	4,454 (1,201)
合計 (対前年増減)	4,181 (325)	4,935 (753)

■貸出金償却額

(単位：百万円)

令和2年度	413
令和3年度	164

■預貸率

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	
貸出金(期末残高)(A)	387,309	369,933	
預金(期末残高)(B)	601,557	600,118	
預貸率	期末残高(A/B)	64.38	61.64
	期中平均	64.84	62.89

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■特定海外債権残高

該当ありません。

■信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の引当・保全状況

（単位：百万円）

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	1,342	1,342	847	495	100.00%	100.00%
	令和3年度	1,828	1,828	909	919	100.00%	100.00%
危険債権	令和2年度	27,291	8,370	5,635	2,734	30.66%	12.62%
	令和3年度	25,808	8,540	5,029	3,511	33.09%	16.89%
要管理債権	令和2年度	727	320	301	18	44.01%	4.38%
	令和3年度	736	360	336	24	48.95%	6.05%
三月以上延滞債権	令和2年度	-	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和2年度	727	320	301	18	44.01%	4.38%
	令和3年度	736	360	336	24	48.95%	6.05%
小 計 (A)	令和2年度	29,362	10,033	6,784	3,248	34.17%	14.38%
	令和3年度	28,374	10,730	6,275	4,454	37.81%	20.15%
正常債権 (B)	令和2年度	364,335					
	令和3年度	347,555					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和2年度	393,697					
	令和3年度	375,929					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券

■保有有価証券の種類別残高・平均残高

有価証券残高

(単位：百万円、%)

		令和2年度		令和3年度	
			構成比		構成比
国債	債	7,050	8.22	10,315	11.88
地方債	債	38,821	45.29	34,805	40.08
短期社債		—	—	—	—
社債		20,189	23.55	21,573	24.84
株式		1,511	1.76	1,928	2.22
外国証券		5,468	6.37	6,164	7.09
その他の証券		12,671	14.78	12,032	13.85
合計		85,713	100.00	86,820	100.00

有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

		令和2年度		令和3年度	
			構成比		構成比
国債	債	4,571	5.63	9,131	10.41
地方債	債	38,934	48.02	38,210	43.59
短期社債		—	—	—	—
社債		19,616	24.19	20,979	23.93
株式		1,364	1.68	1,579	1.80
外国証券		4,033	4.97	5,529	6.30
その他の証券		12,557	15.48	12,223	13.94
合計		81,078	100.00	87,654	100.00

■商品有価証券の種類別残高・平均残高

該当ありません。

■預証率

(単位：百万円、%)

		令和2年度	令和3年度
		有価証券(期末残高)(A)	85,713
預金(期末残高)(B)		601,557	600,118
預証率	期末残高(A/B)	14.24	14.46
	期中平均	13.60	14.45

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■公共債引受額

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
国債	債	—	—
地方債	債	100	100
政府保証債		—	—
合計		100	100

■公共債ディーリング実績

該当ありません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	令和2年度	5	101	—	—	—	6,944
	令和3年度	100	—	—	—	—	10,215	—	10,315
地方債	令和2年度	6,906	8,674	2,324	505	2,759	17,651	—	38,821
	令和3年度	6,619	3,424	1,302	2,941	—	20,517	—	34,805
短期社債	令和2年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和2年度	401	977	1,444	5,057	11,211	597	499	20,189
	令和3年度	801	838	2,868	5,702	10,264	397	699	21,573
株式	令和2年度	—	—	—	—	—	—	1,511	1,511
	令和3年度	—	—	—	—	—	—	1,928	1,928
外国証券	令和2年度	—	200	801	—	—	1,380	3,086	5,468
	令和3年度	—	504	500	—	—	1,359	3,799	6,164
その他の証券	令和2年度	1,105	1,969	1,887	1,801	3,774	—	2,133	12,671
	令和3年度	363	2,420	2,411	1,510	3,516	—	1,811	12,032
合計	令和2年度	8,418	11,923	6,457	7,364	17,745	26,573	7,231	85,713
	令和3年度	7,885	7,187	7,083	10,153	13,780	32,488	8,239	86,820

時価等情報

■有価証券関係

【売買目的有価証券】

該当ありません。

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	13,148	13,265	117	6,214	6,241	27
	社債	200	202	2	200	200	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	13,348	13,467	119	6,414	6,442	28
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計	13,348	13,467	119	6,414	6,442	28	

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等は本表に含めておりません。

【子会社・子法人等株式及び関連法人等株式】

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、後記「市場価格のない株式等」に記載し、本項では記載を省略しております。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	894	675	218	905	714	190
	債券	33,586	33,275	311	19,655	19,551	104
	国債	1,815	1,810	4	100	100	0
	地方債	17,701	17,510	190	9,933	9,875	58
	社債	14,069	13,953	116	9,621	9,576	45
	その他	10,886	10,200	685	9,180	8,716	463
	小計	45,367	44,151	1,216	29,741	28,983	758
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	404	486	△81	512	624	△112
	債券	19,127	19,269	△142	40,624	41,326	△702
	国債	5,235	5,313	△78	10,215	10,621	△405
	地方債	7,971	8,007	△35	18,657	18,853	△196
	社債	5,919	5,947	△27	11,751	11,851	△99
	その他	7,253	7,508	△255	9,016	9,555	△539
	小計	26,785	27,264	△478	50,153	51,507	△1,353
合計	72,152	71,415	737	79,895	80,490	△595	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等は本表に含めておりません。

【市場価格のない株式等】

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	5	5
非上場株式	208	505
合計	213	510

決算の状況

■デリバティブ取引関係

以下については当金庫は該当ございません。

- デリバティブ取引
1. 金利関連取引
 2. 通貨関連取引
 3. 株式関連取引
 4. 債券関連取引
 5. 商品関連取引
 6. クレジットデリバティブ取引

■金銭の信託関係

【運用目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸借対照表計上額	300	300
当事業年度の損益に含まれた 評価差額	—	—

【満期保有目的の金銭の信託】

該当ありません。

【その他の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸借対照表計上額	0	—
当事業年度の損益に含まれた 評価差額	—	—

為替

■内国為替取扱金額

【仕向】

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
送	金	725,651	721,168
代	金 取 立	18,544	18,266

【被仕向】

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
送	金	819,597	812,217
代	金 取 立	4,411	3,346

■外国為替取扱高

(単位：件、千米ドル)

		令和2年度	令和3年度
買 易	件 数	555	462
	金 額	33,418	29,611
輸 出	件 数	95	87
	金 額	5,844	3,804
輸 入	件 数	460	375
	金 額	27,574	25,807
買 易 外	件 数	300	260
	金 額	3,222	2,300
合 計	件 数	855	722
	金 額	36,640	31,911

■外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	令和2年度	令和3年度
外 貨 建 資 産	3,543	1,850

■オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

	契約金額・想定元本額	
	令和2年度	令和3年度
先 物 外 国 為 替 取 引	266	183

連結財務諸表等

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別 令和2年度 (令和3年3月末)	期別 令和3年度 (令和4年3月末)
(資産の部)		
現金及び預け金	173,788	193,154
買入金銭債権	1,203	669
金銭の信託	300	300
有価証券	85,725	86,831
貸出金	387,309	369,933
外国為替	214	220
その他資産	3,412	3,508
有形固定資産	13,159	13,443
建物	4,126	4,423
土地	7,997	7,935
リース資産	265	164
建設仮勘定	41	—
その他の有形固定資産	729	920
無形固定資産	61	62
ソフトウェア	25	26
その他の無形固定資産	36	36
退職給付に係る資産	379	431
繰延税金資産	1,574	1,726
債務保証見返	6,203	5,836
貸倒引当金	△ 4,181	△ 4,935
資産の部合計	669,151	671,183
(負債の部)		
預金積金	601,557	600,118
借入金	30,000	35,000
その他負債	1,299	1,098
賞与引当金	301	294
退職給付に係る負債	78	48
役員退職慰労引当金	108	108
その他の引当金	292	377
再評価に係る繰延税金負債	668	654
債務保証	6,203	5,836
負債の部合計	640,509	643,537
(純資産の部)		
出資金	4,295	4,249
優先出資金	3,000	3,000
利益剰余金	19,706	19,883
会員勘定合計	27,001	27,132
その他有価証券評価差額金	530	△ 571
土地再評価差額金	1,109	1,084
評価・換算差額等合計	1,640	513
純資産の部合計	28,642	27,646
負債及び純資産の部合計	669,151	671,183

■連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	期別 令和2年度 (R2.4.1~R3.3.31)	期別 令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
経常収益	10,478	10,187
資金運用収益	9,081	8,868
貸出金利息	8,190	7,881
預け金利息	179	226
有価証券利息配当金	642	692
その他の受入利息	69	67
役務取引等収益	1,142	1,022
その他業務収益	38	77
その他経常収益	216	219
償却債権取立益	133	155
その他の経常収益	82	63
経常費用	9,848	9,646
資金調達費用	126	52
預金利息	118	47
給付補填備金繰入額	6	4
借入金利息	0	—
役務取引等費用	1,128	1,119
その他業務費用	90	22
経費	7,343	7,017
その他経常費用	1,159	1,434
貸倒引当金繰入額	576	999
その他の経常費用	582	434
経常利益	630	541
特別利益	109	4
固定資産処分益	—	0
その他の特別利益	109	4
特別損失	144	84
固定資産処分損	0	26
減損損失	13	58
その他の特別損失	130	—
税金等調整前当期純利益	595	461
法人税、住民税及び事業税	83	71
法人税等調整額	156	64
法人税等合計	239	136
当期純利益	355	325
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	355	325

■連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科目	期別	令和2年度 (R2.4.1~R3.3.31)	令和3年度 (R3.4.1~R4.3.31)
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高	—	—
	資本剰余金増加高	—	—
	資本剰余金減少高	—	—
	資本剰余金期末残高	—	—
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高	19,495	19,706
	利益剰余金増加高	355	325
	親会社株主に帰属する当期純利益	355	325
	利益剰余金減少高	144	172
	配当金	144	172
	利益剰余金期末残高	19,706	19,883

連結貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年~39年
その他	5年~20年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。上記以外の債権については、過去1年間又は3年間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した二次査定部会が資産査定を検証し、さらに自己査定検証部会が検証した自己査定結果に基づいて引当金額を算定しております。算定した引当金額についてリスク管理部が検証し監査部が監査を行い、上記の引当を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,851百万円であります。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

当金庫並びに連結される子法人及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	▲84,957百万円

決算の状況

- ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の掛金拠出割合（令和3年3月分）
0.6394%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子法人及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金55百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
12. その他の引当金は、睡眠預金引当金、責任共有制度引当金であります。
13. 睡眠預金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによるヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約上、年度を跨いだ収益の発生はなく、また履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
18. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金……………4,935百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、一般貸倒引当金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した予防的引当金として22百万円を計上しております。対象先は、新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を実施した先のうち、簡易査定先をグルーピングしており、算出方法は、債務者区分が正常先の場合、総与信額に要注意先の実績率から正常先の実績率を差し引いたものを掛けて算出し、債務者区分が要注意先の場合、未保全額に破綻懸念先の実績率から要注意先の実績率を差し引いたものを掛けて算出しております。

繰延税金資産……………1,726百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- なお、繰延税金資産の主な発生原因は39.に記載しております。
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
13百万円

20. 子会社等の株式又は出資金の総額
(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く) 5百万円
21. 子会社等に対する金銭債権総額 17百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額 9,806百万円
23. 有形固定資産の圧縮記憶帳簿 748百万円
24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,828百万円

危険債権額 25,808百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 736百万円

合計額 28,374百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、30百万円であります。

26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,612百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|------|-----------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 36,803百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 35,000百万円 |

日本銀行における「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」への参加による借入金

上記のほか、為替決済、日銀歳入及び日銀当座貸越、市税収納保証等の取引の担保として定期預金10,006百万円、有価証券1,499百万円を差し入れております。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法第3条第3項に定める土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び同条第4号に定める地方税法（固定資産税評価額）と地価税法（路線価等）に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
2,175百万円

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募「金融商品取引法第2条第3項」による社債に対する当金庫の保証債務の額は130百万円であります。
30. 出資1口当たりの純資産額 3,238円12銭

31. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会において資産及び負債の総合的管理を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理
当金庫は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会、リスク管理委員会、理事会が開催され、審議・報告が行われております。さらに信用管理の状況については、融資部、企業サポート部、リスク管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程において、資産・負債の構成内容を総合的に管理し、その最適組み合わせを実現し、適正利益を安定的に確保するために経営全般に亘る具体的方策を決定することとしており、必要ある場合は理事会に付議・報告することとしております。

リスク管理部において統一的リスク管理表によるリスク量の計量化を行うとともに、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の監督の下、余裕資金運用基準等に基づき行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式等の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5項二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は8,574百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領により、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	183,516	183,854	337
(2) 買入金銭債権	669	669	△0
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,414	6,442	28
その他の有価証券	79,895	79,895	—
(4) 貸出金(*1)	369,933		
貸倒引当金(*2)	△4,905		
	365,027	359,362	△5,665
金融資産計	635,523	630,224	△5,299
(1) 預金積金	600,118	600,149	31
(2) 借入金	35,000	35,000	—
金融負債計	635,118	635,149	31

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に信金中金定期預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から35.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、割引手形・手形貸付・当座貸越については残存期間が短期間であるため貸出金計上額

④ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率(過去3ヶ月の新規実行金利の実績値平均)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、過去3ヶ月の新規預入金金利の実績値平均の利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	—
関連法人等株式(*1)	5
非上場株式(*1)(*2)	505
信金中金出資金(*1)	2,462
合計	2,973

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	68,516	110,000	5,000	—
有価証券	7,885	14,271	23,934	32,688
満期保有目的の債券	5,614	799	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	2,271	13,471	23,934	32,688
買入金銭債権	—	500	169	—
貸出金(*)	39,495	49,543	98,648	135,756
合計	115,896	174,315	127,753	168,444

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	589,036	11,081	—	—
借入金	35,000	—	—	—
合計	624,036	11,081	—	—

(*) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「外国証券」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	6,214	6,241	27
	社債	200	200	0
	外国証券	—	—	—
	小計	6,414	6,442	28
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		6,414	6,442	28

決算の状況

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	905	714	190
	債券	19,655	19,551	104
	国債	100	100	0
	地方債	9,933	9,875	58
	社債	9,621	9,576	45
	その他の証券	9,180	8,716	463
	小計	29,741	28,983	758
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	512	624	△112
	債券	40,624	41,326	△702
	国債	10,215	10,621	△405
	地方債	18,657	18,853	△196
	社債	11,751	11,851	△99
	その他の証券	9,016	9,555	△539
	小計	50,153	51,507	△1,353
合計		79,895	80,490	△595

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	76	50	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他の証券	137	5	△7
合計	213	56	△7

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比し著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は2百万円（うち株式2百万円）であります。

減損処理基準 時価のある有価証券につきましては、期末日の時価の下落率が50%以上の場合は、すべて減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満の著しい下落については、回復の可能性があると思われる銘柄を除いて減損処理を行っております。時価を把握することが極めて困難と認められる株式につきましては、期末日の実質価額が当該株式を取得した時のそれと比較して50%程度以上下落した場合は減損処理を行っております。

36. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	300	—

37. 満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は48,294百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが35,083百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子法人及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子法人及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△3,093百万円
年金資産（時価）	3,886
未積立退職給付債務	793
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△410
未認識過去勤務債務（債務の減額）	—
連結貸借対照表計上額の純額	382
退職給付に係る資産	431
退職給付に係る負債	△48

40. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は固定資産が82百万円減少、その他の資産が56百万円増加、物件費が173百万円減少、役員取引等収益が101百万円減少、役員取引等費用が32百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的名取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除してございません。

41. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

連結損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額27円89銭
 3. その他の経常収益について
 その他の経常収益には、株式売却益50百万円、時効預金繰入額8百万円、寄贈品受贈益4百万円を含んでおります。
 4. その他の経常費用について
 その他の経常費用には、貸出金償却164百万円、時効預金払戻額136百万円、睡眠預金引当金91百万円、金銭の信託運用損24百万円、責任共有制度負担金13百万円、株式等償却2百万円、コロナ対応消費費用1百万円を含んでおります。
 5. その他の特別利益について
 その他の特別利益には、寄贈品受贈益4百万円を含んでおります。
 6. 減損損失について
 減損損失には、旧国分支店43百万円、旧単人支店14百万円を含んでおります。
 7. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■事業の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫業務以外に一部の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

■連結後のリスク管理債権

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,342	1,828
危険債権	27,291	25,808
要管理債権	727	736
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	727	736
小計(A)	29,362	28,374
正常債権(B)	364,335	347,555
総与信残高(A)+(B)	393,697	375,929

子会社等

■金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

当金庫グループは当金庫と「南九州サービス株式会社」で構成されており、信用金庫業務を中心に、現金等の輸送に関する業務請負などの金融サービスを提供しております。

鹿児島相互信用金庫

本支店・出張所／57か店
代理店／1か店

南九州サービス株式会社

持分法適用関連法人

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号	現金・有価証券・文書等の輸送に関する業務請負	昭和59年3月1日	10 ^{百万円}	50%	—%

経営指標（連結）

■直近の事業年度における事業の概況

令和3年度の連結決算においては、南九州サービス株式会社の持分法投資差益により、単体の決算に比べて経常収益が191千円増加しております。その結果、経常利益541百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は325百万円となりました。なお、パーセルⅢ基準による自己資本比率は、前期比0.12%上昇して7.92%となりました。

■5連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成29年度 (平成30年3月末)	平成30年度 (平成31年3月末)	令和元年度 (令和2年3月末)	令和2年度 (令和3年3月末)	令和3年度 (令和4年3月末)
連結経常収益	12,809	11,854	11,030	10,478	10,187
連結経常利益	1,230	558	433	630	541
親会社株主に帰属する当期純利益	1,012	465	267	355	325
連結純資産額	24,692	26,939	27,118	28,642	27,646
連結総資産額	594,701	600,610	599,437	669,151	671,183
連結自己資本比率	7.34 %	7.41 %	7.66 %	7.80 %	7.92 %

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,817	26,991
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,295	7,249
うち、利益剰余金の額	19,694	19,871
うち、外部流出予定額 (△)	172	129
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	928	481
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	928	481
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	240	156
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,985	27,629
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	44	45
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	44	45
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	273	310
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	317	355
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	27,668	27,273
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	335,351	325,195
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,778	1,739
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,778	1,739
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,223	19,031
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	354,575	344,227
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.80%	7.92%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

【自己資本調達手段の概要】

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等であります。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体	鹿児島相互信用金庫	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	4,249百万円	
非累積的永久優先出資	①発行主体	鹿児島相互信用金庫	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,000百万円	
期限付劣後ローン	①発行主体	—	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	一百万円	一百万円
	③償還期限	/	

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、イベントリスク、風評リスク、法務リスクを含む幅広いリスクと考え、それぞれのリスクについて管理体制や管理方法に関するリスク管理要領を定め、リスクを認識し評価しております。また、これらのリスクに関しては、顕在化の未然防止及び発生時の極小化に努めるとともに、リスク管理委員会で統合的に管理し、必要に応じて理事会等に付議、報告することで経営陣への報告態勢を整備しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	335,351	13,414	325,195	13,007
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	327,045	13,081	309,702	12,388
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	△143	△5
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	△68	△2
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	39	1	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	170	6
地方三公社向け	317	12	80	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,876	1,115	29,183	1,167
法人等向け	128,812	5,152	123,319	4,932
中小企業等向け及び個人向け	66,450	2,658	64,258	2,570
抵当権付住宅ローン	3,346	133	3,094	123
不動産取得等事業向け	69,929	2,797	66,026	2,641
3月以上延滞等	607	24	25	1
取立未済手形	23	0	19	0
信用保証協会等による保証付	1,545	61	1,303	52
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,406	56	△2,951	△118
出資等のエクスポージャー	1,406	56	△2,951	△118
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	26,690	1,067	25,382	1,015
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,558	102	2,500	100
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,511	100	2,511	100
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,090	123	2,965	118
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	18,530	741	17,405	696
②証券化エクスポージャー	—	—	△0	△0
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	△0	△0
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,586	263	13,844	553
ルック・スルー方式	6,586	263	13,844	553
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,778	71	1,739	69
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△58	△2	△90	△3
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	19,223	768	19,031	761
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	354,575	14,183	344,227	13,769

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については、国内基準である4%を上回っており経営の健全性・安全性を保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	654,656	658,038	393,697	375,929	65,893	67,292	292	339	853	563
国 外	2,400	2,400	—	—	2,400	2,400	—	—	—	—
地域別合計	657,056	660,438	393,697	375,929	68,293	69,692	292	339	853	563
製 造 業	30,505	29,148	27,520	25,524	2,299	2,797	—	—	40	42
農 業、林 業	6,498	6,388	6,498	6,388	—	—	—	—	32	7
漁 業	13,213	12,652	13,213	12,652	—	—	—	—	8	1
鉱業、採石業、 砂利採取業	2,493	2,391	2,493	2,391	—	—	—	—	—	—
建 設 業	44,322	42,069	44,043	41,760	200	230	—	—	204	83
電気・ガス・ 熱供給・水道業	25,432	26,533	12,330	12,031	13,101	14,501	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,527	1,341	1,289	1,090	200	200	—	—	—	—
運輸業、郵便業	15,433	14,309	14,648	13,724	599	399	—	—	54	54
卸売業、小売業	40,435	37,152	40,114	37,019	200	—	0	0	183	142
金融業、保険業	176,615	194,808	2,963	3,000	4,400	4,500	0	0	7	7
不 動 産 業	65,514	62,370	64,893	61,850	601	500	—	—	0	40
物 品 賃 貸 業	1,559	1,372	1,503	1,317	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス	4,722	4,541	4,711	4,519	—	—	—	—	—	0
宿 泊 業	7,280	8,011	7,278	7,911	—	100	—	—	113	—
飲 食 業	11,651	11,065	11,651	11,065	—	—	—	—	85	104
生活関連サービス業、 娯 楽 業	12,433	12,181	12,410	12,159	—	—	—	—	2	1
教育、学習支援業	4,545	4,547	4,545	4,547	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	25,301	25,002	25,301	25,002	—	—	—	—	—	2
その他のサービス	14,995	14,348	14,764	14,153	—	—	—	—	49	35
国・地方公共団体等	60,523	59,011	13,832	12,548	46,690	46,462	—	—	—	—
個 人	67,688	65,271	67,688	65,271	—	—	—	—	70	39
そ の 他	24,365	25,919	—	—	—	—	292	339	—	—
業種別合計	657,056	660,438	393,697	375,929	68,293	69,692	292	339	853	563
1 年 以 下	157,740	156,396	68,411	69,927	7,311	7,514	292	339	—	—
1 年 超 3 年 以 下	126,187	140,063	27,274	24,829	9,912	4,733	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	41,185	40,381	35,211	34,536	4,534	4,659	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	41,451	40,486	35,437	31,701	5,514	8,615	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	91,071	85,840	73,168	70,499	13,903	10,341	—	—	—	—
10 年 超	179,194	176,041	152,577	142,712	26,617	33,328	—	—	—	—
期間の定めのないもの	20,226	21,229	1,617	1,722	500	500	—	—	—	—
残存期間別合計	657,056	660,438	393,697	375,929	68,293	69,692	292	339	853	563

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【リスクの管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクの一つであるとの認識にたち、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、役員にその理解と遵守を促すとともに信用リスクを的確に認識する管理態勢を構築しています。また、信用リスクの評価について、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。信用リスク管理状況について、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会等において経営陣に対する報告をする態勢を構築しております。貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度
					令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
一般貸倒引当金	1,020	928	928	481	—	—	1,020	928	928	481
個別貸倒引当金	2,836	3,253	3,253	4,454	251	245	2,584	3,007	3,253	4,454
合計	3,856	4,181	4,181	4,935	251	245	3,604	3,936	4,181	4,935

(注) 当期減少額のうち他は洗替による取崩額です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度		
製造業	208	824	824	866	30	139	177	685	824	866	33	43
農業、林業	9	16	16	61	5	0	3	16	16	61	4	48
漁業	93	102	102	664	10	0	83	102	102	664	0	3
鉱業、採石業、砂利採取業	62	48	48	73	—	—	62	48	48	73	—	—
建設業	1,752	1,737	1,737	1,759	19	20	1,732	1,717	1,737	1,759	268	78
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	—	—	1	—	—	0	—	—	1	—	—
運輸業、郵便業	64	17	17	26	27	—	36	17	17	26	6	—
卸売業、小売業	209	99	99	156	114	11	95	88	99	156	26	24
金融業、保険業	4	3	3	3	1	0	2	2	3	3	—	0
不動産業	161	129	129	169	1	1	159	128	129	169	—	1
物品賃貸業	2	0	0	—	—	—	2	0	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	44	44	—	—	44	—	—	44	—	—	60
宿泊業	20	16	16	315	—	—	20	16	16	315	35	—
飲食業	31	46	46	63	11	1	19	45	46	63	5	5
生活関連サービス業、娯楽業	75	63	63	83	—	—	75	63	63	83	—	2
教育、学習支援業	4	—	—	—	4	—	—	—	—	—	0	—
医療、福祉	51	9	9	11	15	—	36	9	9	11	0	—
その他のサービス	11	18	18	19	0	8	11	10	18	19	4	16
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	73	73	73	177	9	18	64	54	73	177	27	24
合計	2,836	3,253	3,253	4,454	251	245	2,584	3,007	3,253	4,454	413	308

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	107,197	—	114,662
10%	8	16,353	1	15,435
20%	1,886	141,508	1,779	148,751
35%	—	9,560	—	8,841
50%	68,677	530	70,866	372
75%	—	84,093	—	81,639
100%	2,099	222,668	800	214,980
150%	—	246	—	119
200%	—	—	—	—
250%	—	2,236	—	2,186
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	657,067		660,438	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- R&I（株式会社格付投資情報センター）
- Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- JCR（株式会社日本格付研究所）
- S&P（S&P グローバル・レーティング）

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	8,472	8,070	71,713	68,384	—	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分説明しご理解をいただいたうえで、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保評価規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、国、地方公共団体、政府関係機関等及び適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	0
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
①派生商品取引合計	0	0	0	0
(i) 外国為替関連取引	0	0	0	0
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	0	0	0	0

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

外国為替関連取引は、すべて先物為替予約であり、取引相手は信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫であることから、リスクについては問題ありません。

有価証券関連取引については、余裕資金運用基準に定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクとともに、適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

【証券化エクスポージャーに関する事項】

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫の証券化取引における役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資家として行う証券化取引については、有価証券投資の一環としてとらえ、リスク認識については、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付け情報、時価評価、市場動向等により把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余裕資金運用基準」に基づき、種類別保有限度額、格付による1銘柄あたりの保有限度額、リスク量限度枠などの基準内での取引に限定し運用・管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品（再証券化商品を含む。）への投資にあたっては、当金庫の「余裕資金運用基準」において、事前に当該商品およびその裏付資産に係る市場の状況や当該商品に関するモニタリングに必要な各種情報が継続的に入手可能であること等を確認し、裏付資産の状況・パフォーマンス、内包されるリスク等の分析を行うこととし、また、保有する証券化商品（再証券化商品を含む。）については当金庫の「時価会計基準」において半期ごとにモニタリングを行い、状況（時価、評価損益、裏付資産に係る情報等）について理事長まで報告する体制としています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R&I（株式会社格付投資情報センター）
- ・ JCR（株式会社日本格付研究所）
- ・ Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ・ S&P（S&P グローバル・レーティング）

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,346	1,346	1,467	1,467
非 上 場 株 式 等	2,730	2,730	3,029	3,029
合 計	4,076	4,076	4,496	4,496

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	令和2年度	令和3年度
売 却 益	17	50
売 却 損	42	—
償 却	0	2

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	135	79

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価、残高の限度額管理及びリスク量の計測による把握によって行い、その管理については、設定された残高限度枠、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を担当役員に定期的に報告しております。また、運用状況についてはALM委員会に諮るとともに、リスク管理の状況についてはリスク管理委員会を通じて適切なリスク管理に努めております。なお、株式関連商品への投資は、有価証券の投資方針に定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけしており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他の出資金に関するリスク管理の状況については、財務諸表や運用報告を基にしたモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,259	15,824
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,574	8,963	324	123
2	下方パラレルシフト	543	1,778	—	11
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,574	8,963	324	123
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	27,273		27,668	

【金利リスクに関する事項】

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫のすべての金利感応資産・負債を管理対象として、重要性を踏まえて金利リスクを計測しています。

金利リスク計測については、△EVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）といった指標を用いています。

VaRおよびBPVの上限枠は年度ごとにリスク管理委員会で決定し、その遵守状況についてはリスク管理部署がALM委員会において月次で報告しています。また、△EVEは四半期ごとに計測し、経営陣に報告し適切に管理しています。

なお、当金庫では金利リスクの削減手法としてのヘッジ取引は行っていません。

バーゼルⅢに対応した開示（単体）

(2) 金利リスクの算定方法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの）および金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.82年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	コア預金モデルを使用して流動性預金に金利改定の満期を割り当てています。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した Δ EVEの正值のみ合算しており、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	割引金利にはリスクフリーレートを使用しています。キャッシュ・フローには信用スプレッド等を含めています。
内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	当金庫はコア預金内部モデルにより算出したコア預金を使用して Δ EVE及び Δ NIIを算出していますが、重大な影響を及ぼすその他の前提は該当ありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する事項	Δ EVE、 Δ NIIともに算定方法に関する変更はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期末時点の重要性テストの結果は31.437%であり、引き続きリスクコントロールに努めてまいります。

②自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・当金庫では、有価証券の金利リスクをVaR、債券の金利リスクを100BPVを用いて算出しています。
- ・有価証券のVaRは、分散共分散法を採用し、観測期間を5年間、保有期間12か月、信頼区間を99%としています。
- ・VaRと100BPVのそれぞれの上限を設定し、リスク量が超過していないかモニタリングしています。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,828	27,003
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,295	7,249
うち、利益剰余金の額	19,706	19,883
うち、外部流出予定額(△)	172	129
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	928	481
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	928	481
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	240	156
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,997	27,641
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	44	45
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	44	45
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	273	310
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	317	355
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	27,679	27,285
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	335,363	325,207
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,778	1,739
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,778	1,739
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,223	19,031
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の合計額 (ニ)	354,586	344,239
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.80%	7.92%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

【連結の範囲に関する事項】

- ・「自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因につきましては、連結自己資本比率算定上の対象会社と連結財務諸表の対象会社が相違しないことから、該当はありません。
- ・「自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の純資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」に該当する事項は、特にありません。
- ・「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の純資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」に該当する事項は、特にありません。
- ・「連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要」に該当する事項は、特にありません。

【自己資本調達手段の概要】

内容は単体と同じです。67ページをご覧ください。

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

内容は単体と同じです。67ページをご覧ください。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	335,363	13,414	325,207	13,008
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	327,057	13,082	309,714	12,388
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	△143	△5
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	△68	△2
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	39	1	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	170	6
地方三公社向け	317	12	80	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,876	1,115	29,183	1,167
法人等向け	128,812	5,152	123,319	4,932
中小企業等向け及び個人向け	66,450	2,658	64,258	2,570
抵当権付住宅ローン	3,346	133	3,094	123
不動産取得等事業向け	69,929	2,797	66,029	2,641
3月以上延滞等	607	24	25	1
取立未済手形	23	0	19	0
信用保証協会等による保証付	1,545	61	1,303	52
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,418	56	△2,939	△117
出資等のエクスポージャー	1,418	56	△2,939	△117
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	26,690	1,067	25,382	1,015
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,558	102	2,500	100
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,511	100	2,511	100
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,090	123	2,965	118
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	18,530	741	17,405	696
②証券化エクスポージャー	—	—	△0	△0
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	△0	△0
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,586	263	13,844	553
ルック・スルー方式	6,586	263	13,844	553
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,778	71	1,739	69
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△58	△2	△90	△3
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	19,223	768	19,031	761
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	354,586	14,183	344,239	13,769

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>
- $$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

内容は単体と同じです。69ページをご覧ください。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー		
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度			令和3年度
国 内	654,668	658,050	393,697	375,929	65,893	67,292	292	339	853	563		
国 外	2,400	2,400	—	—	2,400	2,400	—	—	—	—		
地域別合計	657,068	660,450	393,697	375,929	68,293	69,692	292	339	853	563		
製 造 業	30,505	29,148	27,520	25,524	2,299	2,797	—	—	40	42		
農 業、林 業	6,498	6,388	6,498	6,388	—	—	—	—	32	7		
漁 業	13,213	12,652	13,213	12,652	—	—	—	—	8	1		
鉱業、採石業、 砂利採取業	2,493	2,391	2,493	2,391	—	—	—	—	—	—		
建 設 業	44,322	42,069	44,043	41,760	200	230	—	—	204	83		
電気・ガス・ 熱供給・水道業	25,432	26,533	12,330	12,031	13,101	14,501	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	1,527	1,341	1,289	1,090	200	200	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	15,444	14,321	14,648	13,724	599	399	—	—	54	54		
卸売業、小売業	40,435	37,152	40,114	37,019	200	—	0	0	183	142		
金融業、保険業	176,615	194,808	2,963	3,000	4,400	4,500	0	0	7	7		
不 動 産 業	65,514	62,370	64,893	61,850	601	500	—	—	0	40		
物 品 賃 貸 業	1,559	1,372	1,503	1,317	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・ 技術サービス	4,722	4,541	4,711	4,519	—	—	—	—	—	0		
宿 泊 業	7,280	8,011	7,278	7,911	—	100	—	—	113	—		
飲 食 業	11,651	11,065	11,651	11,065	—	—	—	—	85	104		
生活関連サービス業、 娯 楽 業	12,433	12,181	12,410	12,159	—	—	—	—	2	1		
教育、学習支援業	4,545	4,547	4,545	4,547	—	—	—	—	—	—		
医 療、福 祉	25,301	25,002	25,301	25,002	—	—	—	—	—	2		
その他のサービス	14,995	14,348	14,764	14,153	—	—	—	—	49	35		
国・地方公共団体等	60,523	59,011	13,832	12,548	46,690	46,462	—	—	—	—		
個 人	67,688	65,271	67,688	65,271	—	—	—	—	70	39		
そ の 他	24,365	25,919	—	—	—	—	292	339	—	—		
業種別合計	657,068	660,450	393,697	375,929	68,293	69,692	292	339	853	563		
1 年 以 下	157,740	156,396	68,411	69,927	7,311	7,514	292	339	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	126,187	140,063	27,274	24,829	9,912	4,733	—	—	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	41,185	40,381	35,211	34,536	4,534	4,659	—	—	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	41,451	40,486	35,437	31,701	5,514	8,615	—	—	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	91,071	85,840	73,168	70,499	13,903	10,341	—	—	—	—		
10 年 超	179,194	176,041	152,577	142,712	26,617	33,328	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	20,238	21,241	1,617	1,722	500	500	—	—	—	—		
残存期間別合計	657,068	660,450	393,697	375,929	68,293	69,692	292	339	853	563		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

バーゼルⅢに対応した開示（連結）

【リスクの管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。71ページをご覧ください。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

内容は単体と同じです。71ページをご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

内容は単体と同じです。71ページをご覧ください。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	107,197	—	114,662
10%	8	16,353	1	15,435
20%	1,886	141,508	1,779	148,751
35%	—	9,560	—	8,841
50%	68,677	530	70,866	372
75%	—	84,093	—	81,639
100%	2,099	222,680	800	214,992
150%	—	246	—	119
200%	—	—	—	—
250%	—	2,236	—	2,186
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	657,079		660,450	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項】

内容は単体と同じです。72ページをご覧ください。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

内容は単体と同じです。72ページをご覧ください。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。72ページをご覧ください。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

内容は単体と同じです。73ページをご覧ください。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。73ページをご覧ください。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】

- (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要
内容は単体と同じです。74ページをご覧ください。
- (2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
内容は単体と同じです。74ページをご覧ください。
- (3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
内容は単体と同じです。74ページをご覧ください。
- (4) 証券化取引に関する会計方針
内容は単体と同じです。74ページをご覧ください。
- (5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
内容は単体と同じです。74ページをご覧ください。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,346	1,346	1,467	1,467
非 上 場 株 式 等	2,742	2,742	3,041	3,041
合 計	4,088	4,088	4,508	4,508

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

内容は単体と同じです。74ページをご覧ください。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

内容は単体と同じです。74ページをご覧ください。

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

【信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

内容は単体と同じです。75ページをご覧ください。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

内容は単体と同じです。75ページをご覧ください。

(9) 金利リスクに関する事項

内容は単体と同じです。75ページをご覧ください。

【金利リスクに関する事項】

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
内容は単体と同じです。75ページをご覧ください。
 - (2) 金利リスクの算定手法の概要
内容は単体と同じです。76ページをご覧ください。
- (10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

店舗一覧

				キャッシュコーナー		視覚障がい者 対応	貸金庫
				平日	土・日・祝日		
鹿児島市地区	本店営業部	〒892-0822 鹿児島市泉町2番3号	☎(099)223-5111	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	上町支店	〒892-0816 鹿児島市山下町17番22号	☎(099)226-2266	8:50~17:00		♠	
	城南支店	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町31番20号	☎(099)226-5056	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	城北支店	〒890-0005 鹿児島市下伊敷一丁目7番1号	☎(099)227-5111	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	高見馬場支店	〒892-0847 鹿児島市西千石町17番30号	☎(099)226-6211	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	武町支店	〒890-0053 鹿児島市中央町10番地	☎(099)251-1200	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	荒田支店	〒890-0056 鹿児島市下荒田三丁目16番21号	☎(099)254-0186	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	脇田支店	〒890-0073 鹿児島市市宿三丁目28番13号	☎(099)251-8419	8:50~18:00		♠	
	原良支店	〒890-0041 鹿児島市城西三丁目10番5号	☎(099)258-3261	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	南支店	〒891-0115 鹿児島市東開町3番72号	☎(099)267-3411	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	田上支店	〒890-0034 鹿児島市田上二丁目28番20号	☎(099)257-5581	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	武岡支店	〒890-0031 鹿児島市武岡四丁目42番21号	☎(099)281-7322	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	慈眼寺支店	〒891-0141 鹿児島市谷山中央五丁目10番15号	☎(099)268-3311	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	新栄支店	〒890-0072 鹿児島市新栄町19番4号	☎(099)256-3300	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	坂元支店	〒892-0862 鹿児島市坂元町23番2号	☎(099)248-2000	8:50~18:00		♠	
	吉野支店	〒892-0871 鹿児島市吉野町3095番地4	☎(099)244-3211	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
西郷団地支店	〒890-0032 鹿児島市西陵一丁目1番8号	☎(099)281-5577	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
谷山港支店	〒891-0122 鹿児島市南栄六丁目2番地30	☎(099)260-3331	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
紫原支店	〒890-0082 鹿児島市紫原四丁目13番16号	☎(099)258-7300	8:00~21:00	8:50~19:00	♠		
谷山北支店	〒891-0104 鹿児島市山田町字馬之口387番地3	☎(099)275-2911	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲	
桜島支店	〒891-1419 鹿児島市桜島横山町38番地3	☎(099)293-3736	8:50~17:00		♠		

南薩地区	加世田支店	〒897-0006 南さつま市加世田本町18番地25	☎(0993)53-3011	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	川辺支店	〒897-0215 南九州市川辺町平山字本町6998番地3	☎(0993)56-0476	8:50~18:00		♠	
	吹上支店	〒899-3301 日置市吹上町中原2927番地1	☎(099)296-2337	8:50~18:00		♠	
	伊集院支店	〒899-2502 日置市伊集院町徳重三丁目12番地11	☎(099)273-6071	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	指宿支店	〒891-0401 指宿市大牟礼一丁目6番15号	☎(0993)22-2287	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	

中薩地区	串木野支店	〒896-0014 いちき串木野市元町165番1	☎(0996)32-8888	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	川内中央支店	〒895-0052 薩摩川内市神田町5番5号	☎(0996)22-5221	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	大小路支店	〒895-0076 薩摩川内市大小路町30番2号	☎(0996)22-7500	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	東郷出張所	〒895-0076 薩摩川内市大小路町30番2号	☎(0996)22-7500	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	市比野支店	〒895-1203 薩摩川内市樋脇町市比野2437番地7	☎(0996)38-0150	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	隈之城支店	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町1470番地1	☎(0996)25-1310	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	平佐支店	〒895-0012 薩摩川内市平佐町3247番地1	☎(0996)25-2133	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	

視覚障がい者対応	▲ 貸金庫設置
♠ ハンドセット方式	
♥ 触覚記号方式	

				キャッシュコーナー		視覚障がい者 対応	貸 金 庫
				平日	土・日・祝日		
北薩地区	出水支店	〒899-0205 出水市本町5番44号	☎(0996)62-1330	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	米ノ津出張所	〒899-0126 出水市六月田町934番地	☎(0996)67-4767	8:00~21:00	8:50~19:00	♥	
	野田支店	〒899-0502 出水市野田町下名147番地	☎(0996)84-2511	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	長島支店	〒899-1401 出水郡長島町鷹巣字田島1771番地1	☎(0996)86-1116	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	西長島支店	〒899-1303 出水郡長島町指江字上前田139番地1	☎(0996)88-6671	8:50~18:00		♠	
	阿久根支店	〒899-1624 阿久根市大丸町90番地3	☎(0996)72-0381	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	

始良地区	国分支店	〒899-4332 霧島市国分中央三丁目41番12号	☎(0995)46-1151	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	加治木支店	〒899-5215 始良市加治木町本町66番地	☎(0995)63-3355	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	始良支店	〒899-5421 始良市東餅田2491番地1	☎(0995)65-6455	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	隼人支店	〒899-5106 霧島市国分中央三丁目41番12号	☎(0995)46-1151	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	

曾於地区	末吉支店	〒899-8609 曾於市末吉町上町四丁目4番地12	☎(0986)76-1166	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	岩川支店	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6544番地3	☎(099)482-0136	8:50~18:00		♠	
	志布志支店	〒899-7103 志布志市志布志町志布志二丁目19番12号	☎(099)472-1167	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	大崎支店	〒899-7305 曾於郡大崎町仮宿字長池1130番地20	☎(099)476-1101	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	

肝属地区	串良支店	〒893-1612 肝属郡東串良町池之原字渡口150番地	☎(0994)63-3141	8:50~18:00		♠	
	高山支店	〒893-1207 肝属郡肝付町新富13番地2	☎(0994)65-3141	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	吾平支店	〒893-1101 鹿屋市吾平町上名字町7663番地6	☎(0994)58-5101	8:50~18:00		♠	
	鹿屋支店	〒893-0014 鹿屋市寿五丁目2番44号	☎(0994)43-3430	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	▲
	西原支店	〒893-0014 鹿屋市寿五丁目2番44号	☎(0994)44-5470	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	垂水支店	〒891-2123 垂水市本町25番地	☎(0994)32-0655	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	大根占支店	〒893-2302 肝属郡錦江町城元612番地	☎(0994)22-0544	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	

種子島地区	種子島支店	〒891-3111 西之表市西町6番地	☎(0997)22-1341	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	中種子支店	〒891-3604 熊毛郡中種子町野間字蘭牟田5142番地20	☎(0997)27-1141	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	
	南種子支店	〒891-3701 熊毛郡南種子町中之上字茶屋ノ元2197番2	☎(0997)26-1181	8:00~21:00	8:50~19:00	♠	

代理店 信用金庫 業者	佐多代理店 代理店主/牧 伸一	〒893-2601 肝属郡南大隅町佐多伊座敷4109番地	☎(0994)26-1944				
-------------------	--------------------	------------------------------	----------------	--	--	--	--

令和4年7月末現在

店外ATM一覧表

設置場所	住 所	取 扱 時 間		視覚障がい者対応
		平 日	土・日・祝日	
シーサイドパーク小川	鹿児島市小川町21-12	8:00~21:00	8:00~21:00	♠
鹿児島市役所(共同)	鹿児島市山下町13-1	8:00~18:00		♠
山形屋	鹿児島市中町10-15	10:00~19:00	10:00~19:00	♠
マルヤガーデンズ(共同)	鹿児島市呉服町6-5	10:00~20:00	10:00~20:00	
コモナートビル(共同)	鹿児島市千日町15-24	8:00~21:00	8:00~21:00	
JR鹿児島中央駅(共同)	鹿児島市中央町1-1	8:00~21:00	8:00~21:00	
ボサド出張所	鹿児島市呉服町5-17	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
そうしん本部ビル	鹿児島市与次郎1-6-30	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
鴨池出張所	鹿児島市郡元2-1-4	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
イオン鹿児島鴨池店(共同)	鹿児島市鴨池2-26-30	9:00~21:00	9:00~21:00	
ニシムタスカイマーケット鴨池店(共同)	鹿児島市真砂本町51-1	8:00~21:00	8:00~21:00	
サンキュー新栄店(共同)(※)	鹿児島市新栄町9-1	8:00~21:00	8:00~21:00	
鹿児島県庁(共同)	鹿児島市鴨池新町10-1	9:00~18:00		
タイヨー草牟田店(共同)	鹿児島市草牟田2-19-5	8:00~21:00	8:00~21:00	♠
ホームマートニシムタ伊敷店(共同)	鹿児島市伊敷台2-27-11	8:00~21:00	8:00~21:00	♠
タイヨー伊敷団地店	鹿児島市西伊敷3-2-2	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
タイヨー吉野店(共同)	鹿児島市吉野町1731	10:00~19:00	10:00~19:00	
パールランド病院	鹿児島市犬迫町2253	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
大峯流通団地(共同)	鹿児島市西別府町2941-40	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
コープかごしま田上店(共同)	鹿児島市田上町3738	9:00~21:00	9:00~21:00	
エヌシティニシムタ谷山店(共同)	鹿児島市卸本町5-35	8:00~21:00	8:00~21:00	
イオンモール鹿児島(共同)	鹿児島市東開町7	9:00~21:00	9:00~21:00	♠
タイヨー坂之上店(共同)	鹿児島市坂之上6-23-2	8:30~21:00	8:30~21:00	
桜島フェリーターミナル	鹿児島市桜島横山町61-4	8:00~21:00	8:00~21:00	♠
コープかごしま指宿店(共同)	指宿市十二町44	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
グランド伊集院店(共同)	日置市伊集院町徳重3-11-1	8:30~21:00	8:30~21:00	♠
神村学園	いちき串木野市別府4460	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
だいわ串木野店(共同)	いちき串木野市ひばりが丘5630	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
ブラッセだいわ川内店(共同)	薩摩川内市矢倉町4213-1	10:00~20:00	10:00~20:00	♠
コープかごしま川内店	薩摩川内市中郷1-19-2	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
だいわ中郷店(共同)	薩摩川内市原田町16-1	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
タイヨー永利店(共同)	薩摩川内市永利町712	9:30~21:00	9:30~21:00	♠
上川内出張所	薩摩川内市御陵下町26-51	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
川内中央向田出張所	薩摩川内市向田本町10-15	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
市比野記念病院	薩摩川内市樋脇町市比野3079	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
市場バリュートーゴー本店	薩摩川内市東郷町斧刈88	8:00~20:30	8:00~20:30	♠
ブラッセだいわ宮之城店(共同)	薩摩郡さつま町宮之城屋地1508	9:30~21:00	9:30~21:00	
ドラッグコスモス脇本店	阿久根市脇本7502-1	10:00~21:00	10:00~21:00	♠
加治木温泉病院	始良市加治木町木田4714	8:00~19:00	8:50~19:00	♠
イオンタウン始良(共同)	始良市西餅田264-1	9:00~21:00	9:00~21:00	
イオン隼人国分SC(共同)	霧島市隼人町見次1229	9:00~21:00	9:00~21:00	
Aコープ隼人店(※2)	霧島市隼人町内山田1丁目7番1号	8:45~20:00	9:00~19:00	♠
コープかごしま国分店	霧島市国分府中町1-53-1	9:00~21:00	9:00~21:00	♠
タイヨー国分新町店(共同)	霧島市国分新町980	8:30~21:00	8:30~21:00	
フレスポ国分ジャングルパーク(共同)	霧島市国分広瀬2-4-1	9:00~21:00	9:00~21:00	
サンポートしぶしアピア(共同)	志布志市志布志町志布志3-24-1	10:00~20:00	10:00~19:00	♠
鹿屋女子高前出張所	鹿屋市西原1-23-7	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
ブラッセだいわ鹿屋店(共同)(※)	鹿屋市白崎町4-1	10:00~20:00	10:00~20:00	♠
池田病院	鹿屋市下祓川町1830	8:00~21:00	8:50~19:00	♠
コープかごしま鹿屋店(共同)	鹿屋市礼元2-3785-1	9:30~21:00	9:30~21:00	

(※) 設置金融機関により営業時間は異なります。

(※2) 当庫キャッシュカードでのご入金及び当庫法人キャッシュカードのお取扱いはできません。

視覚障がい者対応/♠ハンドセット方式

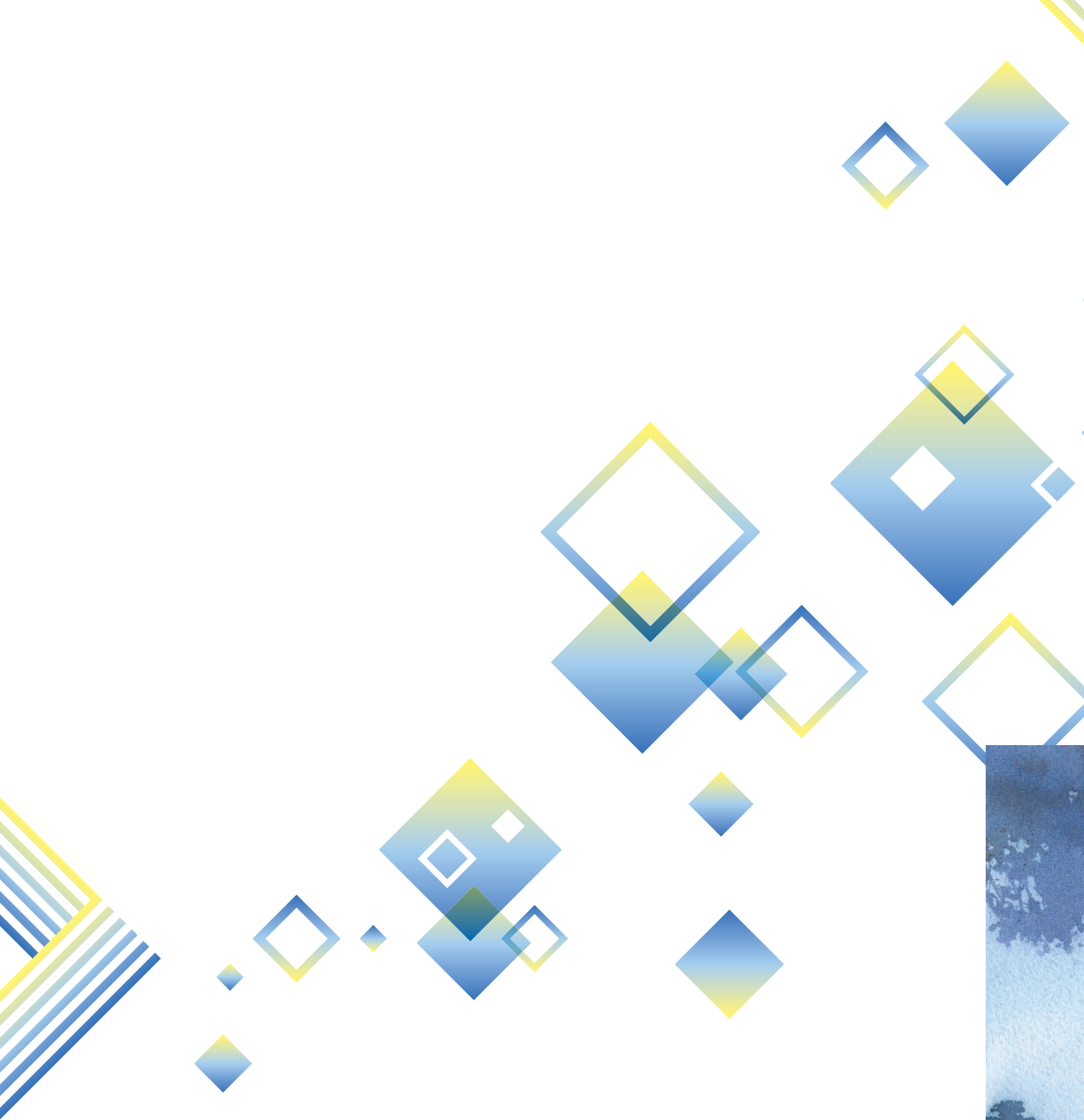
令和4年7月末現在

営業地区と店舗配置

本・支店・出張所/57か店
代理店/1か店



当金庫は、奄美市及び大島郡を除く鹿児島県一円と宮崎県都城市を営業地区としております。



鹿児島相互信用金庫

本店営業部 〒892-0822 鹿児島市泉町2番3号 TEL.099-223-5111

本部 〒890-0062 鹿児島市与次郎一丁目6番30号 TEL.099-259-5222

URL <https://www.shinkin.co.jp/kasosin/>